

平成29年度

# 市 税 概 要

小 田 原 市

# 目 次

## 第1章 総 括

1	沿革	1
2	小田原市行政機構図	2
3	税務機構、職員数及び税務事務分掌	4
4	平成29年度一般会計・特別会計・企業会計予算	5
5	平成29年度一般会計予算額及び構成比	6
6	市税当初予算額比較	6
7	年度別市税決算額(収入済額)	7
8	年度別市税収納状況	8
9	平成28年度市税決算額一覧表	10
10	市税(現年課税分)の推移(平成元年以降)	12

## 第2章 賦 課

1	市 民 税	
(1)	平成29年度市民税の納税義務者に関する調	14
(2)	平成29年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調	15
(3)	平成29年度所得区分別所得割額調	16
(4)	平成29年度分に係る所得控除等の人員等に関する調	18
(5)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調	19
(6)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成元年度～)	20
2	固 定 資 産 税	
(1)	土地の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	21
(2)	土地に関する概要調書(総括表)	23
(3)	宅地介在農地等に関する調	25
(4)	宅地に関する調(法定免税点以上のもの)	27
(5)	土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調	28
(6)	家屋に関する概要調書(総括表)	29
(7)	木造家屋に関する調	29
(8)	木造以外の家屋に関する調	31
(9)	新增分家屋に関する調	33
(10)	減少分家屋に関する調	34
(11)	家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	34
(12)	軽減税額等に関する調(家屋)	35
(13)	償却資産の価格等に関する調	36
(14)	償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調	37
(15)	固定資産税・都市計画税年度別調定額(現年課税分)の推移(平成元年度～)	38

3	軽自動車税	
	(1) 年度別当初課税台数及び調定額の推移	39
	(2) 平成29年度軽自動車税課税状況	40
4	市たばこ税	
	(1) 年度別種類別の売渡本数及び税額	41
5	入湯税	
	(1) 課税対象入湯客数に関する調	42
	(2) 年度別調定額に関する調	42
	(3) 特別徴収義務者数	42
6	都市計画税	
	(1) 都市計画区域及び課税区域に関する調	43
	(2) 納税義務者に関する調	43
	(3) 地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)	43
	(4) 決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)	43
7	特別土地保有税	43

### 第3章 徴収

1	市税収納率の推移	44
2	年度別市税滞納処分(差押え・公売)状況	45
3	年度別督促状発付状況	45
4	市税の滞納に対する特別措置に関する条例	45
5	市税滞納審査会	45
6	市税の納付方法別の件数及び割合	46
7	市税の納期内納付率(前年度比較)	46
8	年度別市税延滞金徴収状況	47
9	納税貯蓄組合の組織状況	47
10	納期内納付奨励金交付調	47

### 第4章 その他の資料

1	市税の賦課・徴収に要する経費調	48
2	市税の負担額比較表	49
3	市税調定額比較表	49
4	税証明手数料等	50
5	納税義務者等に関する調	50
6	平成28年家屋建築状況調	51
7	平成28年登記済通知書に関する調	51
8	電算処理業務の現況	51
9	市税の税率表	52
10	市税税率の推移	55
11	税制一覧	74
12	おもな税金の納期一覧表	75

# 第1章 総括

# 1 沿 革

## (1) 沿 革

小田原の地名は、一説には、原野に小田を開墾したことから起こったと言われ、歴史上には平安時代末から鎌倉時代にかけての古文書にその地名が見られる。

古く縄文時代から人々が住み着いていたらしく、各所の遺跡から当時の石器や土器が出土している。

中世に入ると、大森氏が築城居住し、その後北条氏が大森氏を滅ぼし、以後96年間にわたり、関東の政治・経済・文化の中心都市として大いに繁栄した。

北条氏滅亡後は、大久保氏、阿部氏、稲葉氏を城主とし、江戸時代には東海道の箱根越えを控えた宿場町として賑わった。

明治4年には、廃藩置県により小田原県、さらに足柄県となり、明治9年には神奈川県在所管となり、県庁の支庁が置かれた後、明治22年の町村制の施行により小田原町となり、昭和15年には市制を施行し、小田原市となった。

さらに平成12年には特例市の指定を受け、神奈川県西部の中心都市として発展を続けている。

## (2) 位置及び市勢

小田原市は、神奈川県西部に位置し、東京から南西へ約80kmの距離にある。

市域は、東西17.5km、南北16.9km。面積は113.81km<sup>2</sup>で、市としては横浜市、相模原市、川崎市について県内19市中4番目の広さを有している。

南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町と接している。

中央部には酒匂川が南北に流れ足柄平野を形成し、南部は相模湾に面している。

鉄道は、東海道本線をはじめ東海道新幹線、小田急線、大雄山線、箱根登山線が走り、市内に18の駅を有している。

道路は、東西に国道1号、西湘バイパス、小田原厚木道路(国道271号)が、また、南には国道135号、北には東名高速道路へと接続する国道255号が走り、交通の便に恵まれている。

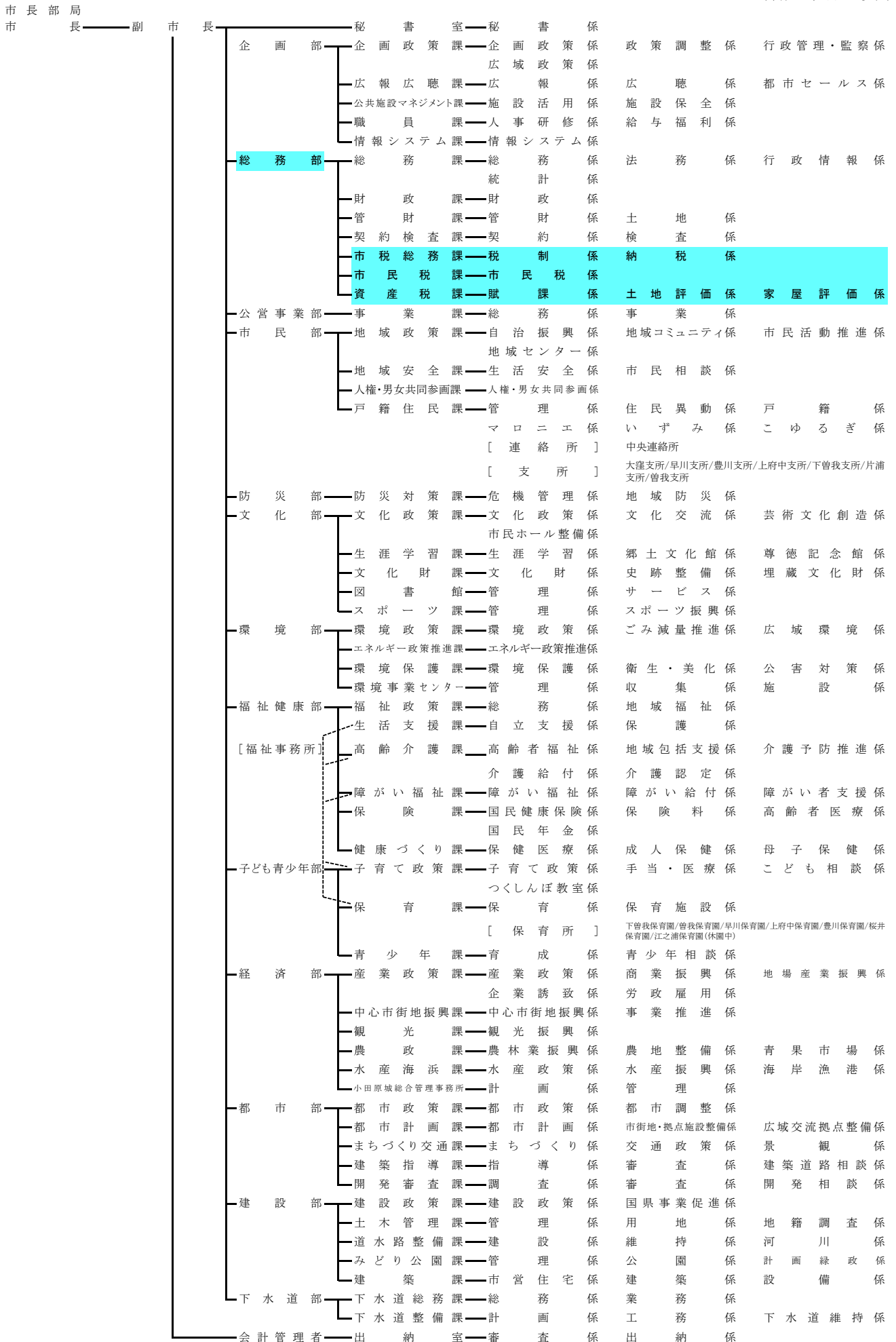
### < 市域・人口・世帯数の推移 >

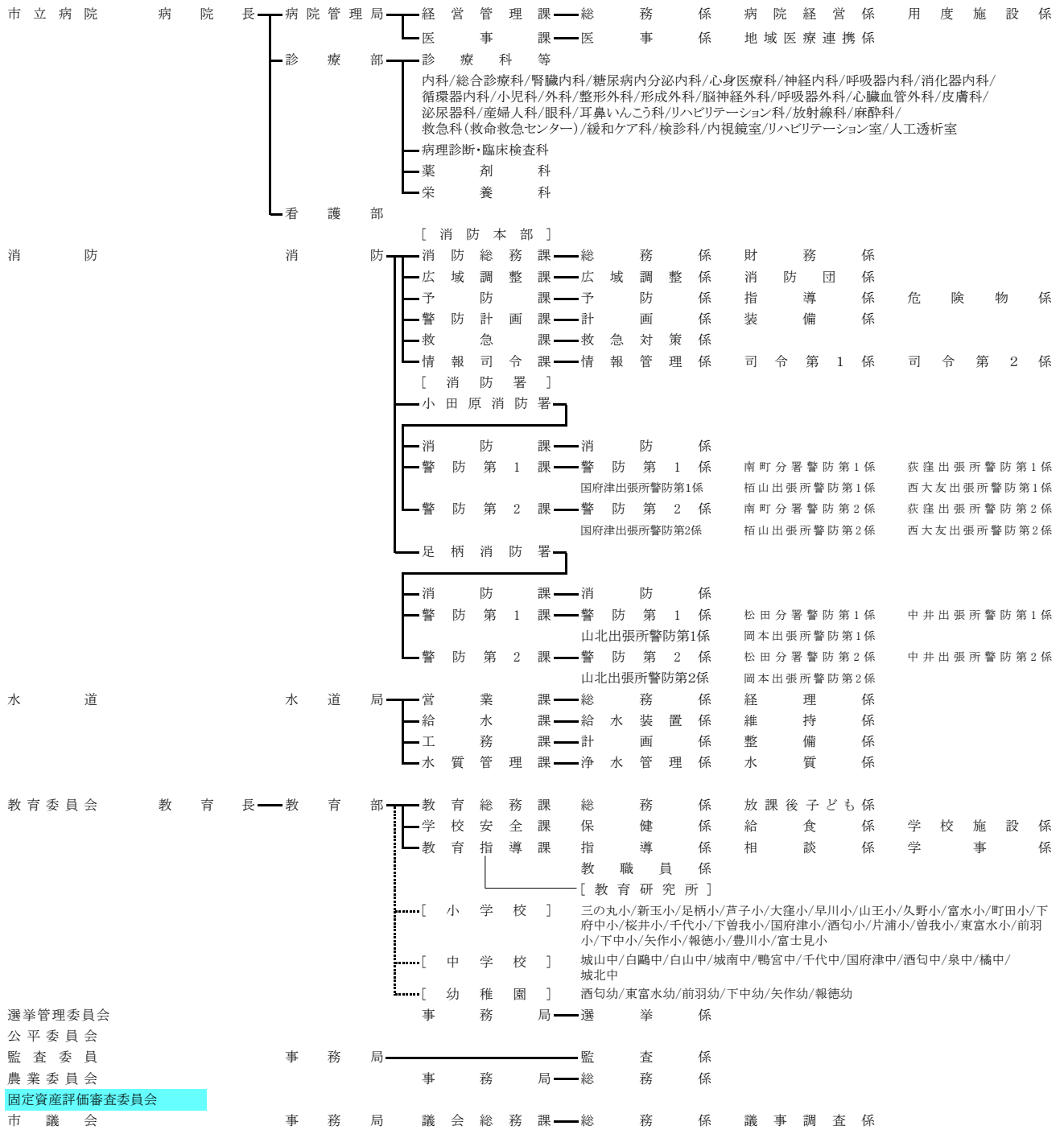
年	区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	備 考
昭和15年		10,749	54,699	57.54	12月20日市制施行
〃 23年		15,175	73,638	61.27	下府中村合併(8月1日常住人口調査時点)
〃 25年		15,465	75,334	65.00	桜井村合併
〃 29年		17,374	85,899	100.95	国府津町他合併
〃 31年		23,074	116,698	105.94	曾我村分村合併
〃 46年		42,492	166,211	114.24	橘町合併
平成8年		68,601	200,279	〃	
〃 10年		70,087	200,329	114.06	
〃 12年		71,532	200,173	〃	特例市指定
〃 18年		75,581	198,951	〃	
〃 19年		76,520	198,881	〃	
〃 20年		77,266	198,698	〃	
〃 21年		78,013	198,341	〃	
〃 22年		77,793	198,327	〃	
〃 23年		78,305	197,733	〃	
〃 24年		78,981	196,880	〃	
〃 25年		79,656	196,073	〃	
〃 26年		80,289	195,125	〃	
〃 27年		79,120	194,086	〃	4月1日特例市制度廃止
〃 28年		79,872	193,313	113.81	面積計測方法変更(国土地理院)
〃 29年		80,642	192,407	〃	

注)備考欄に注記しない限り、10月1日現在の世帯数・人口を示す。

## 2 小田原市行政機構図

(平成29年4月1日現在)





区分	部・部相当	課・課相当	係・係相当	
市長部局	13	56(55)	147(145)	* 連絡所、支所、保育所、教育研究所、小学校、中学校、幼稚園は、左記の数に含まれていない。 * 市立病院の数は、診療部、看護部を除く。 * 消防署の課の数は、消防署を除く。 * ( )内は、平成28年4月1日の数
市立病院	1	2	5	
消防	1	12	37	
水道	1	4	8	
教育委員会	1	3	9(8)	
選挙管理委員会	—	1	1	
公平委員会	—	—	—	
監査事務局	1	—	1	
農業委員会	—	1	1	
固定資産評価審査委員会	—	—	—	
市議会	1	1	2	
計	19	80(79)	211(208)	

### 3 税務機構、職員数及び税務事務分掌

(平成29年4月1日現在)

部	課	係	職 名	事 務 分 掌
総務部	市税総務課		課 長 1	1 税務事務の総合的企画に関する事 2 税制の調査及び研究に関する事 3 軽自動車税及び市たばこ税の賦課、調定及び調査に関する事 4 入湯税に関する事 5 市税及び個人の県民税(以下「市税等」という。)の収納管理に関する事 6 自動車の臨時運行許可に関する事 7 固定資産評価審査委員会に関する事 8 納税貯蓄組合に関する事 9 納税意識の啓発に関する事 10 市税等の口座振替及び口座振替に係る他の課との連絡調整に関する事 11 市税等の督促及び滞納処分に関する事 12 市税等の欠損処分及び滞納処分の執行停止に関する事 13 市税等の付帯金及び軽自動車税の減免に関する事 14 市税等の過誤納金の還付又は充当に関する事 15 市税等の徴収嘱託及び受託に関する事 16 市税滞納審査会に関する事 17 税務関係の予算調整及び執行管理に関する事 18 他の課に属さない税務事務に関する事
			副 課 長 2	
		税制係	係 長 1	
			主 査 1	
			主 任 2	
			主 事 3	
			計 7	
		納税係	係 長 3	
			主 査 4	
			主 任 2	
			主 事 6	
			主 事 補 1	
		計 16		
		徴収指導員(嘱託) 2		
		計 28		
総務部	市民税課		課 長 1	1 市民税の調定に関する事 2 個人の市民税及び県民税(以下「市県民税」という。)並びに法人の市民税の賦課に関する事 3 市県民税及び法人の市民税の課税資料等の調査に関する事 4 市県民税及び法人の市民税の減免に関する事
			副 課 長 1	
		(普通徴収)市民税係	係 長 1	
			主 査 1	
			主 任 2	
			主 事 6	
			主 事 補 1	
		計 11		
		(特別徴収・法人)市民税係	係 長 1	
			主 査 1	
主 任 2				
主 事 1				
主 事 補 1				
計 6				
計 19				
総務部	資産税課		課 長 1	1 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の課税資料の調査に関する事 2 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の賦課及び調定に関する事 3 固定資産の評価及び価格の決定に関する事 4 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関する事 5 固定資産課税台帳の縦覧に関する事 6 固定資産税及び都市計画税の減免に関する事 7 市税等に係る証明に関する事 8 固定資産に係る証明及び公簿等の閲覧に関する事 9 国有資産等所在市町村に係る交付金に関する事
			副 課 長 3	
		賦課係	主 査 2	
			主 任 1	
			主 事 3	
			主 事 補 1	
			計 7	
		土地評価係	係 長 2	
			主 査 3	
			主 任 1	
主 事 2				
主 事 補 1				
計 9				
家屋評価係	係 長 1			
	主 査 4			
	主 事 4			
計 9				
計 29				
合計	76			



#### 4 平成29年度 一般会計・特別会計・企業会計予算

(単位:千円)

会 計 名	予 算 額	構 成 比 (%)	
一 般 会 計	64,400,000	40.80	
特 別 会 計	競 輪 事 業 特 別 会 計	12,640,000	8.01
	天 守 閣 事 業 特 別 会 計	182,000	0.11
	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	25,086,000	15.89
	国 民 健 康 保 険 診 療 施 設 事 業 特 別 会 計	28,000	0.02
	公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	135,000	0.09
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	15,240,000	9.65
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	4,295,000	2.72
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 特 別 会 計	27,000	0.02
	広 域 消 防 事 業 特 別 会 計	4,086,000	2.59
	地 下 街 事 業 特 別 会 計	315,000	0.20
	計	62,034,000	39.30
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	5,352,450	3.39
	病 院 事 業 会 計	13,670,311	8.66
	下 水 道 事 業 会 計	12,380,243	7.85
	計	31,403,004	19.90
合 計	157,837,004	100.00	

## 5 平成29年度一般会計予算額及び構成比

(単位:千円)

歳 入			歳 出		
款	予 算 額	構成比(%)	款	予 算 額	構成比(%)
1 市 税	32,677,000	50.74	1 議 会 費	455,939	0.71
2 地方譲与税	330,001	0.51	2 総 務 費	6,770,610	10.51
3 利子割交付金	20,000	0.03	3 民 生 費	26,926,639	41.81
4 配当割交付金	160,000	0.25	4 衛 生 費	8,397,567	13.04
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000	0.16	5 労 働 費	175,740	0.27
6 地方消費税交付金	3,300,000	5.12	6 農林水産業費	965,327	1.50
7 ゴルフ場利用税金交付金	15,000	0.02	7 商 工 費	1,088,062	1.69
8 自動車取得税交付金	130,000	0.20	8 土 木 費	6,869,883	10.67
9 地方特例交付金	120,000	0.19	9 消 防 費	2,414,569	3.75
10 地方交付税	900,000	1.40	10 教 育 費	5,851,429	9.09
11 交通安全対策特別交付金	29,650	0.05	11 公 債 費	4,454,235	6.92
12 分担金及び金負担金	733,130	1.14	12 予 備 費	30,000	0.05
13 使用料及び手数料	1,727,637	2.68			
14 国庫支出金	10,822,169	16.80			
15 県 支 出 金	4,129,533	6.41			
16 財 産 収 入	172,825	0.27			
17 寄 附 金	401,004	0.62			
18 繰 入 金	1,935,288	3.01			
19 繰 越 金	200,000	0.31			
20 諸 収 入	1,912,363	2.97			
21 市 債	4,584,400	7.12			
合 計	64,400,000	100.00	合 計	64,400,000	100.00

## 6 市税当初予算額比較

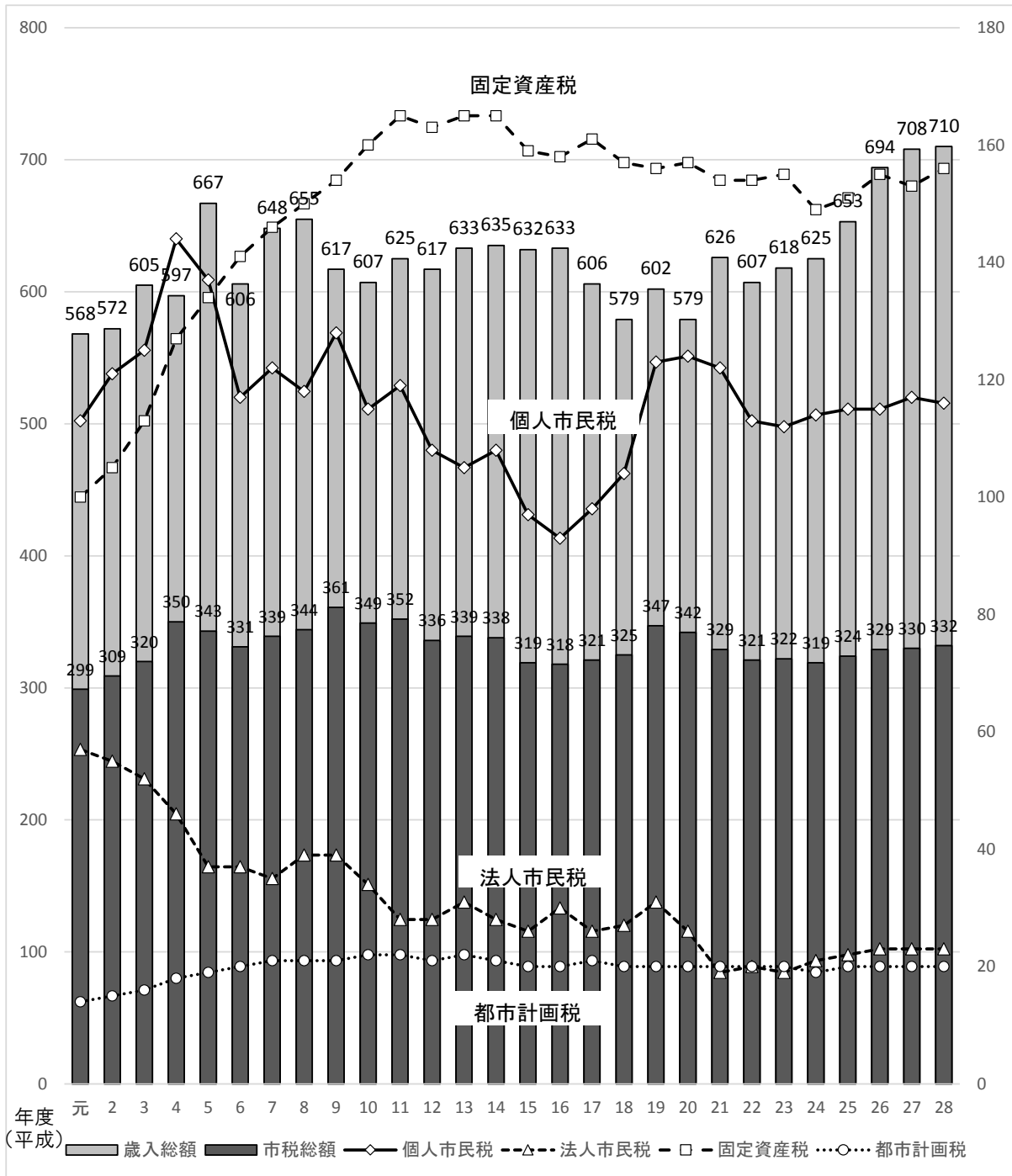
(単位:千円)

税 目	平成28年度予算額	構成比 (%)	平成29年度予算額	構成比 (%)	
現 年 課 税 分	市民税(個人)	11,327,641	34.63	11,180,074	34.21
	市民税(法人)	2,026,538	6.20	2,097,028	6.42
	固定資産税	15,311,150	46.81	15,392,500	47.10
	国有資産等所在市町村交付金	30,965	0.09	30,303	0.09
	軽自動車税	320,139	0.98	330,128	1.01
	市たばこ税	1,361,495	4.16	1,350,242	4.13
	入 湯 税	15,490	0.05	15,605	0.05
	都市計画税	1,936,571	5.92	1,935,549	5.92
計	32,329,989	98.84	32,331,429	98.94	
滞 納 繰 越 分	379,011	1.16	345,571	1.06	
合 計	32,709,000	100.00	32,677,000	100.00	

# 7 年度別市税決算額(収入済額)

歳入・  
市税総額  
(億円)

税目別  
決算額  
(億円)



## 8 年度別市税収納状況

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
市 税	34,391,431,084	31,941,396,325	92.88	34,530,554,029	32,434,338,299	93.93
現年課税分	31,976,994,557	31,463,639,581	98.39	32,266,987,794	31,782,098,921	98.50
滞納繰越分	2,414,436,527	477,756,744	19.79	2,263,566,235	652,239,378	28.81
市民税	14,788,953,741	13,543,748,493	91.58	14,732,463,181	13,620,918,241	92.46
現年課税分	13,577,955,385	13,315,179,575	98.06	13,588,036,848	13,319,817,775	98.03
個人	11,434,946,885	11,185,420,075	97.82	11,435,230,548	11,176,677,025	97.74
普通徴収	3,068,804,350	2,831,107,906	92.25	3,090,493,662	2,845,131,178	92.06
特別徴収	8,366,142,535	8,354,312,169	99.86	8,344,736,886	8,331,545,847	99.84
年金	578,285,517	578,963,563	100.12	583,501,378	583,827,899	100.06
給与	7,787,857,018	7,775,348,606	99.84	7,761,235,508	7,747,717,948	99.83
法人	2,143,008,500	2,129,759,500	99.38	2,152,806,300	2,143,140,750	99.55
滞納繰越分	1,210,998,356	228,568,918	18.87	1,144,426,333	301,100,466	26.31
個人	1,160,494,545	214,718,013	18.50	1,099,708,121	291,497,205	26.51
法人	50,503,811	13,850,905	27.43	44,718,212	9,603,261	21.48
固定資産税	15,907,087,928	14,860,138,333	93.42	15,962,040,301	15,107,006,004	94.64
現年課税分	14,859,305,400	14,642,454,528	98.54	14,988,786,500	14,801,250,562	98.75
純固定資産税	14,824,751,600	14,607,900,728	98.54	14,954,160,200	14,766,624,262	98.75
土地	6,724,610,500	6,626,245,435	98.54	6,707,800,700	6,623,680,049	98.75
家屋	5,239,237,700	5,162,600,108	98.54	5,399,338,800	5,331,627,203	98.75
償却資産	2,860,903,400	2,819,055,185	98.54	2,847,020,700	2,811,317,010	98.75
国有資産等所在市町村交付金	34,553,800	34,553,800	100.00	34,626,300	34,626,300	100.00
滞納繰越分	1,047,782,528	217,683,805	20.78	973,253,801	305,755,442	31.42
軽自動車税	265,861,780	245,777,414	92.45	271,528,466	252,807,969	93.11
現年課税分	247,970,700	242,478,464	97.79	253,834,300	249,076,300	98.13
滞納繰越分	17,891,080	3,298,950	18.44	17,694,166	3,731,669	21.09
市たばこ税	1,349,313,401	1,347,308,572	99.85	1,484,686,825	1,484,686,825	100.00
現年課税分	1,347,308,572	1,347,308,572	100.00	1,482,681,996	1,482,681,996	100.00
滞納繰越分	2,004,829	0	0.00	2,004,829	2,004,829	100.00
入湯税	14,130,000	14,130,000	100.00	13,816,550	13,816,550	100.00
現年課税分	14,130,000	14,130,000	100.00	13,816,550	13,816,550	100.00
滞納繰越分	0	0	0.00	0	0	0.00
都市計画税	2,066,084,234	1,930,293,513	93.43	2,066,018,706	1,955,102,710	94.63
現年課税分	1,930,324,500	1,902,088,442	98.54	1,939,831,600	1,915,455,738	98.74
土地	1,229,789,600	1,211,800,702	98.54	1,221,832,200	1,206,478,696	98.74
家屋	700,534,900	690,287,740	98.54	717,999,400	708,977,042	98.74
滞納繰越分	135,759,734	28,205,071	20.78	126,187,106	39,646,972	31.42

(単位：円、%)

平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
34,734,676,125	32,947,512,055	94.85	34,538,079,725	33,013,392,567	95.59	34,474,619,050	33,207,024,396	96.32
32,842,258,743	32,425,424,365	98.73	32,913,987,927	32,549,310,000	98.89	33,080,627,233	32,757,374,002	99.02
1,892,417,382	522,087,690	27.59	1,624,091,798	464,082,567	28.57	1,393,991,817	449,650,394	32.26
14,723,264,816	13,759,132,270	93.45	14,832,791,288	14,027,771,476	94.57	14,597,430,333	13,929,251,305	95.42
13,718,319,952	13,506,447,534	98.46	13,983,021,860	13,788,652,420	98.61	13,877,958,413	13,710,636,309	98.79
11,435,456,302	11,235,233,184	98.25	11,654,746,460	11,473,853,039	98.45	11,550,977,113	11,386,711,429	98.58
3,115,678,435	2,915,598,714	93.58	3,241,116,714	3,058,642,879	94.37	2,670,583,155	2,519,382,406	94.34
8,319,777,867	8,319,634,470	100.00	8,413,629,746	8,415,210,160	100.02	8,880,393,958	8,867,329,023	99.85
607,898,175	608,308,099	100.07	524,950,912	523,265,061	99.68	531,102,969	529,253,414	99.65
7,711,879,692	7,711,326,371	99.99	7,888,678,834	7,891,945,099	100.04	8,349,290,989	8,338,075,609	99.87
2,282,863,650	2,271,214,350	99.49	2,328,275,400	2,314,799,381	99.42	2,326,981,300	2,323,924,880	99.87
1,004,944,864	252,684,736	25.14	849,769,428	239,119,056	28.14	719,471,920	218,614,996	30.39
961,719,423	242,223,956	25.19	807,851,937	227,114,892	28.11	681,125,005	210,998,623	30.98
43,225,441	10,460,780	24.20	41,917,491	12,004,164	28.64	38,346,915	7,616,373	19.86
16,218,721,769	15,504,980,541	95.60	15,968,905,398	15,343,697,103	96.08	16,117,887,558	15,597,844,815	96.77
15,447,368,900	15,269,373,526	98.85	15,294,982,300	15,147,592,642	99.04	15,529,567,400	15,396,138,818	99.14
15,415,540,000	15,237,544,626	98.85	15,264,017,000	15,116,627,342	99.03	15,499,264,300	15,365,835,718	99.14
6,756,413,200	6,678,400,345	98.85	6,678,584,500	6,614,095,953	99.03	6,592,885,800	6,536,129,597	99.14
5,662,609,400	5,597,226,138	98.85	5,497,119,400	5,444,039,103	99.03	5,771,606,200	5,721,920,149	99.14
2,996,517,400	2,961,918,143	98.85	3,088,313,100	3,058,492,286	99.03	3,134,772,300	3,107,785,972	99.14
31,828,900	31,828,900	100.00	30,965,300	30,965,300	100.00	30,303,100	30,303,100	100.00
771,352,869	235,607,015	30.54	673,923,098	196,104,461	29.10	588,320,158	201,705,997	34.29
278,284,598	261,135,700	93.84	282,025,911	267,927,191	95.00	337,323,606	324,221,819	96.12
261,928,400	257,812,156	98.43	268,394,900	264,316,783	98.48	326,343,100	320,681,387	98.27
16,356,198	3,323,544	20.32	13,631,011	3,610,408	26.49	10,980,506	3,540,432	32.24
1,420,402,441	1,420,402,441	100.00	1,400,006,517	1,400,006,517	100.00	1,373,254,770	1,373,254,771	100.00
1,420,402,441	1,420,402,441	100.00	1,400,006,517	1,400,006,517	100.00	1,373,254,770	1,373,254,771	100.00
0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
15,253,050	15,253,050	100.00	16,394,250	16,394,250	100.00	17,247,150	17,247,150	100.00
15,253,050	15,253,050	100.00	16,394,250	16,394,250	100.00	17,247,150	17,247,150	100.00
0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
2,078,749,451	1,986,608,053	95.57	2,037,956,361	1,957,596,030	96.06	2,031,475,633	1,965,204,536	96.74
1,978,986,000	1,956,135,658	98.85	1,951,188,100	1,932,347,388	99.03	1,956,256,400	1,939,415,567	99.14
1,222,510,200	1,208,394,498	98.85	1,206,984,900	1,195,330,229	99.03	1,197,815,000	1,187,503,365	99.14
756,475,800	747,741,160	98.85	744,203,200	737,017,159	99.03	758,441,400	751,912,202	99.14
99,763,451	30,472,395	30.54	86,768,261	25,248,642	29.10	75,219,233	25,788,969	34.29

## 9 平成28年度市税決算額一覧表

税 目	予算現額	調定額	収入済額
市 税	32,709,000,000	34,474,619,050	33,207,024,396
現年課税分	32,329,989,000	33,080,627,233	32,757,374,002
滞納繰越分	379,011,000	1,393,991,817	449,650,394
市 民 税	13,539,879,000	14,597,430,333	13,929,251,305
現年課税分	13,354,179,000	13,877,958,413	13,710,636,309
個 人	11,327,641,000	11,550,977,113	11,386,711,429
普通徴収	-	2,670,583,155	2,519,382,406
特別徴収	-	8,880,393,958	8,867,329,023
年金	-	531,102,969	529,253,414
給与	-	8,349,290,989	8,338,075,609
法 人	2,026,538,000	2,326,981,300	2,323,924,880
滞納繰越分	185,700,000	719,471,920	218,614,996
個 人	177,244,000	681,125,005	210,998,623
法 人	8,456,000	38,346,915	7,616,373
固 定 資 産 税	15,510,938,000	16,117,887,558	15,597,844,815
現年課税分	15,342,115,000	15,529,567,400	15,396,138,818
純固定資産税	15,311,150,000	15,499,264,300	15,365,835,718
土 地	6,580,097,000	6,592,885,800	6,536,129,597
家 屋	5,757,618,000	5,771,606,200	5,721,920,149
償却資産	2,973,435,000	3,134,772,300	3,107,785,972
国有資産等所在 市町村交付金	30,965,000	30,303,100	30,303,100
滞納繰越分	168,823,000	588,320,158	201,705,997
軽 自 動 車 税	322,857,000	337,323,606	324,221,819
現年課税分	320,139,000	326,343,100	320,681,387
滞納繰越分	2,718,000	10,980,506	3,540,432
市 た ば こ 税	1,361,495,000	1,373,254,770	1,373,254,771
現年課税分	1,361,495,000	1,373,254,770	1,373,254,771
滞納繰越分	0	0	0
入 湯 税	15,490,000	17,247,150	17,247,150
現年課税分	15,490,000	17,247,150	17,247,150
滞納繰越分	0	0	0
都 市 計 画 税	1,958,341,000	2,031,475,633	1,965,204,536
現年課税分	1,936,571,000	1,956,256,400	1,939,415,567
土 地	1,185,999,000	1,197,815,000	1,187,503,365
家 屋	750,572,000	758,441,400	751,912,202
滞納繰越分	21,770,000	75,219,233	25,788,969

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度収入歩合		収入済額の構成比(%)
		対予算(%)	対調定(%)	対予算(%)	対調定(%)	
96,386,472	1,171,208,182	101.52	96.32	103.14	95.59	100
292,900	322,960,331	101.32	99.02	102.94	98.89	98.65
96,093,572	848,247,851	118.64	32.26	119.88	28.57	1.35
68,907,370	599,271,658	102.88	95.42	106.32	94.57	41.95
0	167,322,104	102.67	98.79	106.11	98.61	41.29
0	164,265,684	100.52	98.58	103.13	98.45	34.29
0	151,200,749	—	94.34	—	94.37	7.59
0	13,064,935	—	99.85	—	100.02	26.70
0	1,849,555	—	99.65	—	99.68	1.59
0	11,215,380	—	99.87	—	100.04	25.11
0	3,056,420	114.67	99.87	123.81	99.42	7.00
68,907,370	431,949,554	117.72	30.39	119.95	28.14	0.66
60,672,386	409,453,996	119.04	30.98	119.80	28.11	0.64
8,234,984	22,495,558	90.07	19.86	122.97	28.64	0.02
22,719,626	497,323,117	100.56	96.77	100.91	96.08	46.97
260,075	133,168,507	100.35	99.14	100.70	99.04	46.36
260,075	133,168,507	100.36	99.14	100.71	98.74	46.27
110,627	56,645,576	99.33	99.14	99.59	98.74	19.68
96,847	49,589,204	99.38	99.14	99.69	98.74	17.23
52,601	26,933,727	104.52	99.14	105.21	98.74	9.36
0	0	97.86	100.00	95.81	100.00	0.09
22,459,551	364,154,610	119.48	34.29	119.98	29.10	0.61
1,855,102	11,246,685	100.42	96.12	100.32	95.00	0.98
0	5,661,713	100.17	98.27	100.15	98.48	0.97
1,855,102	5,584,972	130.26	32.24	113.82	26.49	0.01
0	-1	100.86	100.00	101.70	100.00	4.14
0	-1	100.86	100.00	101.70	100.00	4.14
0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	111.34	100.00	110.30	100.00	0.05
0	0	111.34	100.00	110.30	100.00	0.05
0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2,904,374	63,366,723	100.35	96.74	100.40	96.06	5.92
32,825	16,808,008	100.15	99.14	100.19	99.03	5.84
20,099	10,291,536	100.13	99.14	100.16	99.03	3.58
12,726	6,516,472	100.18	99.14	100.25	99.03	2.26
2,871,549	46,558,715	118.46	34.29	119.24	29.10	0.08

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合があります。

## 10 市税(現年課税分)の推移(平成元年以降)

	市税現年課税分		世帯数及び人口(10月1日)				1世帯あたり (円)
	調定額(円)	指数	世帯数 (世帯)	指数	人口(人)	指数	
元	29,907,548,835	100.0	60,425	100.0	191,855	100.0	494,953
2	31,025,233,743	103.7	61,360	101.5	193,417	100.8	505,626
3	32,247,475,877	107.8	62,480	103.4	194,916	101.6	516,125
4	35,373,160,874	118.3	63,678	105.4	196,011	102.2	555,501
5	34,478,571,375	115.3	65,060	107.7	197,460	102.9	529,950
6	33,229,000,077	111.1	66,649	110.3	199,165	103.8	498,567
7	34,170,533,271	114.3	67,916	112.4	200,103	104.3	503,129
8	34,879,595,036	116.6	68,664	113.6	200,290	104.4	507,975
9	36,503,851,063	122.1	69,267	114.6	200,171	104.3	527,002
10	35,300,853,234	118.0	70,087	116.0	200,329	104.4	503,672
11	35,484,705,695	118.6	71,081	117.6	200,692	104.6	499,215
12	33,951,016,838	113.5	71,532	118.4	200,173	104.3	474,627
13	34,176,837,105	114.3	72,221	119.5	199,886	104.2	473,226
14	34,074,965,090	113.9	72,905	120.7	199,616	104.0	467,389
15	32,107,987,955	107.4	73,588	121.8	199,290	103.9	436,321
16	32,011,107,386	107.0	74,303	123.0	198,851	103.6	430,819
17	32,218,522,706	107.7	74,291	122.9	198,741	103.6	433,680
18	32,679,178,494	109.3	75,581	125.1	198,951	103.7	432,373
19	34,950,923,128	116.9	76,520	126.6	198,881	103.7	456,755
20	34,574,540,024	115.6	77,266	127.9	198,698	103.6	447,474
21	33,191,002,262	111.0	78,013	129.1	198,341	103.4	425,455
22	32,268,949,029	107.9	77,793	128.7	198,327	103.4	414,805
23	32,223,820,353	107.7	78,305	129.6	197,733	103.1	411,517
24	31,976,994,557	106.9	78,981	130.7	196,880	102.6	404,869
25	32,266,987,794	107.9	79,656	131.8	196,073	102.2	405,079
26	32,842,258,743	109.8	80,289	132.9	195,125	101.7	409,051
27	32,913,987,927	110.1	79,120	130.9	194,086	101.2	416,001
28	33,080,627,233	110.6	79,872	132.2	193,313	100.8	414,171

\* 指数は、平成元年度を100とした。



税 負 担 額			住 民 所 得				
指数	1人当り(円)	指数	所得総額(千円)	1世帯あたり(円)	指数	1人当り(円)	指数
100.0	155,886	100.0	267,353,410	4,424,550	100.0	1,393,518	100.0
102.2	160,406	102.9	290,898,700	4,740,852	107.1	1,503,998	107.9
104.3	165,443	106.1	321,318,763	5,142,746	116.2	1,648,499	118.3
112.2	180,465	115.8	363,431,806	5,707,337	129.0	1,854,140	133.1
107.1	174,610	112.0	337,699,890	5,190,592	117.3	1,710,219	122.7
100.7	166,842	107.0	346,363,908	5,196,836	117.5	1,739,080	124.8
101.7	170,765	109.5	350,608,385	5,162,383	116.7	1,752,140	125.7
102.6	174,145	111.7	348,886,706	5,081,072	114.8	1,741,908	125.0
106.5	182,363	117.0	352,753,049	5,092,657	115.1	1,762,259	126.5
101.8	176,214	113.0	349,811,333	4,991,102	112.8	1,746,184	125.3
100.9	176,812	113.4	359,253,386	5,054,141	114.2	1,790,073	128.5
95.9	169,608	108.8	333,297,607	4,659,420	105.3	1,665,048	119.5
95.6	170,982	109.7	328,739,799	4,551,859	102.9	1,644,636	118.0
94.4	170,703	109.5	331,749,898	4,550,441	102.8	1,661,940	119.3
88.2	161,112	103.4	302,259,158	4,107,452	92.8	1,516,680	108.8
87.0	160,980	103.3	295,731,042	3,980,069	90.0	1,487,199	106.7
87.6	162,113	104.0	298,915,249	4,023,573	90.9	1,504,044	107.9
87.4	164,257	105.4	305,274,314	4,039,035	91.3	1,534,420	110.1
92.3	175,738	112.7	307,503,012	4,018,597	90.8	1,546,166	111.0
90.4	174,005	111.6	308,989,641	3,999,038	90.4	1,555,072	111.6
86.0	167,343	107.3	306,729,431	3,931,773	88.9	1,546,475	111.0
83.8	162,706	104.4	288,712,316	3,711,289	83.9	1,455,739	104.5
83.1	162,966	104.5	286,550,358	3,659,413	82.7	1,449,178	104.0
81.8	162,419	104.2	284,615,018	3,603,588	81.4	1,445,627	103.7
81.8	164,566	105.6	283,294,467	3,556,474	80.4	1,444,842	103.7
82.6	168,314	108.0	286,090,273	3,563,256	80.5	1,466,190	105.2
84.0	169,585	108.8	287,893,214	3,638,691	82.2	1,483,328	106.4
83.7	171,125	109.8	288,310,605	3,609,658	76.1	1,491,419	107.0

## 第2章 賦 課

# 1 市民税

(1) 平成29年度市民税の納税義務者に関する調

(平成29年7月1日現在)

個人	均等割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	95,424	人
		市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 (法第294条第1項第2号)	62	
	計	95,486		
	所得割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	90,589	
法人	均等割	資本等の金額が50億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第9号)	45	社
		資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第8号)	18	
		資本等の金額が10億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第7号)	276	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第6号)	29	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第5号)	196	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第4号)	65	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第3号)	728	
		資本等の金額が1千万円以下である法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第2号)	40	
		上記以外の法人等 (法第312条第1項第1号)	3,990	
	計	5,387		
	法人税割	市内に事務所又は事業所を有する法人 (法第294条第1項第3号)	5,333	
		うち連結申告法人	122	

(2) 平成29年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調

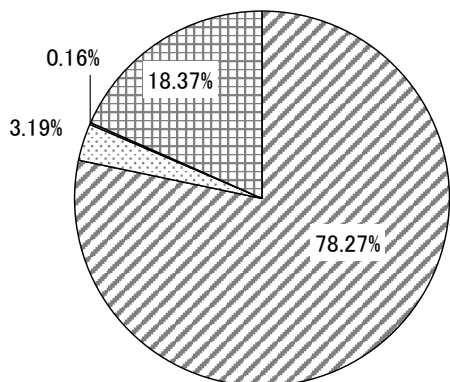
(平成29年7月1日現在)

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計				
	納税義務者数 (A) (人)	均等割額 (B) (千円)	納税義務者数 (C) (人)	均等割額 (D) (千円)	所得割額 (E) (千円)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C) (人)
						納税義務者数 (F) (A)+(C) (人)	均等割額 (G) (B)+(D) (千円)	納税義務者数 (H) (C) (人)	所得割額 (I) (E) (千円)	
給与所得者	1,969	6,892	70,908	248,178	9,092,689	72,877	255,070	70,908	9,092,689	72,877
営業等所得者	498	1,743	2,893	10,126	395,651	3,391	11,869	2,896	395,651	3,391
農業所得者	22	77	147	515	14,199	169	592	147	14,199	169
その他の所得者	2,346	8,211	16,641	58,244	1,362,567	18,987	66,455	16,641	1,362,567	18,987
家屋敷等のみ	62	217				62	217			62
計	4,897	17,140	90,589	317,063	10,865,106	95,486	334,203	90,592	10,865,106	95,486

注(1)「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第294条第1項第2号に該当する者に係る数である。

上記の所得区分別構成図(現年度課税分)

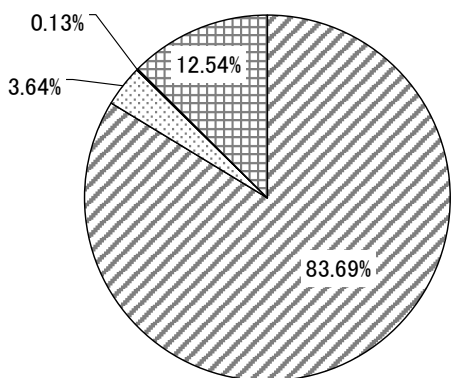
納税義務者数の構成図(所得割)



- 給与所得者 …… 78.27%
- 営業等所得者 …… 3.19%
- 農業所得者 …… 0.16%
- その他の所得者 …… 18.37%

納税義務者数 90,589人

所得割額の構成図



- 給与所得者 …… 83.69%
- 営業等所得者 …… 3.64%
- 農業所得者 …… 0.13%
- その他の所得者 …… 12.54%

所得割額 10,865,106千円

## (3) 平成29年度所得区分別所得割額調

(平成29年7月1日現在)

課税標準額の段階 区分	給与所得者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	2,451	1,323,482	3,922	540
10万円 を超え 100万円 以下の金額	19,252	26,215,870	631,927	1,362
100万円 " 200万円 "	21,083	52,064,376	1,740,365	2,469
200万円 " 300万円 "	12,211	46,144,951	1,706,984	3,779
300万円 " 400万円 "	6,496	33,102,494	1,308,023	5,096
400万円 " 550万円 "	5,219	34,286,688	1,421,017	6,570
550万円 " 700万円 "	1,857	15,356,735	667,283	8,270
700万円 " 1,000万円 "	1,167	12,236,172	555,848	10,485
1,000万円 を 超 え る 金 額	837	17,765,000	917,994	21,225
合 計	70,573	238,495,768	8,953,363	3,379

課税標準額の段階 区分	営 業 所 得 者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	165	149,533	275	906
10万円 を超え 100万円 以下の金額	1,049	1,606,595	28,758	1,532
100万円 " 200万円 "	692	1,812,190	55,835	2,619
200万円 " 300万円 "	386	1,441,813	54,024	3,735
300万円 " 400万円 "	211	1,039,913	42,577	4,928
400万円 " 550万円 "	150	952,589	41,466	6,351
550万円 " 700万円 "	67	542,542	24,217	8,098
700万円 " 1,000万円 "	49	501,348	23,403	10,232
1,000万円 を 超 え る 金 額	105	2,266,257	117,301	21,583
合 計	2,874	10,312,780	387,856	3,588

課税標準額の段階 区分	農 業 所 得 者			
	納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以下 の 金 額	7	5,869	8	838
10万円 を超え 100万円 以下の金額	61	97,496	1,577	1,598
100万円 " 200万円 "	31	85,435	2,471	2,756
200万円 " 300万円 "	23	88,658	3,329	3,855
300万円 " 400万円 "	11	52,329	2,339	4,757
400万円 " 550万円 "	5	31,752	1,438	6,350
550万円 " 700万円 "	3	22,402	1,127	7,467
700万円 " 1,000万円 "	3	28,479	1,295	9,493
1,000万円 を 超 え る 金 額	0	0	0	0
合 計	144	412,420	13,584	2,864

課税標準額の段階	区 分	そ の 他 の 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
	10万円 以 下 の 金 額	1,012	859,688	1,746	849
	10万円 を超え 100万円 以下の金額	9,337	12,838,445	258,791	1,375
	100万円 " 200万円 "	3,739	8,814,559	296,451	2,357
	200万円 " 300万円 "	913	3,281,637	127,969	3,594
	300万円 " 400万円 "	383	1,821,856	76,694	4,757
	400万円 " 550万円 "	233	1,433,386	63,895	6,152
	550万円 " 700万円 "	126	985,557	45,581	7,822
	700万円 " 1,000万円 "	137	1,362,564	65,754	9,946
	1,000万円 を 超 え る 金 額	126	2,479,128	130,814	19,676
	合 計	16,006	33,876,820	1,067,695	2,117

課税標準額の段階	区 分	土地等に係る事業所得等並びに長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等について分離課税をした者に係る分			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
	10万円 以 下 の 金 額	226	82,218	73,713	364
	10万円 を超え 100万円 以下の金額	177	278,918	29,843	1,576
	100万円 " 200万円 "	133	360,527	49,483	2,711
	200万円 " 300万円 "	112	432,367	34,896	3,860
	300万円 " 400万円 "	83	422,733	25,883	5,093
	400万円 " 550万円 "	70	453,149	26,885	6,474
	550万円 " 700万円 "	55	469,585	26,483	8,538
	700万円 " 1,000万円 "	54	546,498	26,439	10,120
	1,000万円 を 超 え る 金 額	82	2,166,822	148,289	26,425
	合 計	992	5,212,817	441,914	5,255

課税標準額の段階	区 分	合 計			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
	10万円 以 下 の 金 額	3,861	2,420,790	79,664	627
	10万円 を超え 100万円 以下の金額	29,876	41,037,324	950,896	1,374
	100万円 " 200万円 "	25,678	63,137,087	2,144,605	2,459
	200万円 " 300万円 "	13,645	51,389,426	1,927,202	3,766
	300万円 " 400万円 "	7,184	36,439,325	1,455,516	5,072
	400万円 " 550万円 "	5,677	37,157,564	1,554,701	6,545
	550万円 " 700万円 "	2,108	17,376,821	764,691	8,243
	700万円 " 1,000万円 "	1,410	14,675,061	672,739	10,408
	1,000万円 を 超 え る 金 額	1,150	24,677,207	1,314,398	21,458
	合 計	90,589	288,310,605	10,864,412	3,183

(4) 平成29年度分に係る所得控除等の人員等に関する調

(平成29年7月1日現在)

所得控除を行った 納税義務者数	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	うち個人年金分 (人)	うち長期分 (人)	(人)	
	3	12,875	86,471	3,694	64,240	14,747	22,814	2,136	
	障害者控除			寡婦控除					
	普通	特別障害者	実人員	一般	特別割増	計			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)			
	1,540	1,553	3,054	895	910	1,805			
	寡夫控除	勤労学生控除	配偶者控除			計	配偶者特別控除		
			一般 (70歳未満)	老人配偶者 (70歳以上)				(人)	(人)
	193	2	18,255	4,372	22,627	2,151			
扶養控除						配偶者及び扶養親族のうち同居特種加算分(23万円)にかか る者			
一般 (16歳～18歳) (23歳～69歳)	特定扶養親族 (19歳～22歳)	老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等 (70歳以上)	実人員					
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		(人)			
7,033	3,767	828	2,728	12,169		775			

障害者控除の 対象となった 人員	納税義務者数			扶養親族及び控除対象配偶者		
	一般	特別	計	一般	特別	計
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	703	680	1,383	873	914	1,787

特定支出控除 の対象となった 納税義務者数 (人)	住民税の課税の対象となった 配当所得に係る納税義務者数等		住民税の課税の対象となった 利子所得に係る納税義務者数等	
	納税義務者数 (人)	配当所得の金額 (千円)	納税義務者数 (人)	利子所得の金額 (千円)
1	1,412	764,797	22	8,182

税額控除を行っ た 納税義務者数	配当控除	住宅借入金等特別税額控除	寄附金税額控除	外国税額控除	配当割額の控除	株式等譲渡所得割額 の控除
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	1,364	3,323	3,795	21	1,190	261

(5) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調

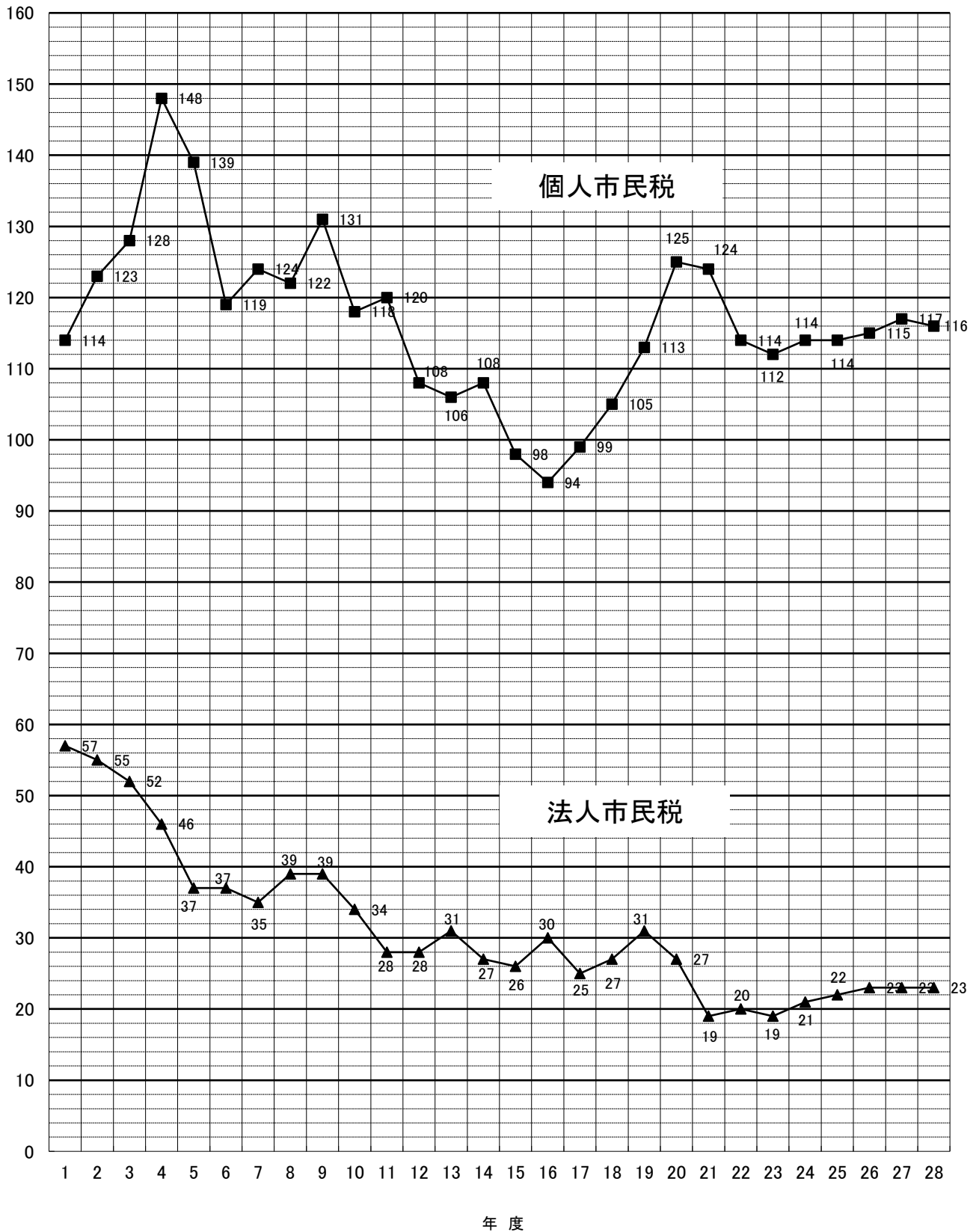
年度 区分			平成 24年度		平成 25年度		平成 26年度		平成 27年度		平成 28年度	
			調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)
個人	普通徴収	均等割	89,843	98.0	88,816	98.9	110,793	124.7	108,768	98.2	92,705	85.2
		所得割	2,978,962	100.8	3,001,678	100.8	3,004,833	100.1	3,131,396	104.2	2,576,902	82.3
		計	3,068,805	100.7	3,090,494	100.7	3,115,626	100.8	3,240,164	104.0	2,669,607	82.4
	特別徴収	均等割	189,642	101.3	192,027	101.3	218,690	113.9	221,522	101.3	240,014	108.3
		所得割	8,054,418	99.7	8,028,211	99.7	8,011,803	99.8	8,128,136	101.5	8,506,359	104.7
		計	8,244,060	99.7	8,220,238	99.7	8,230,493	100.1	8,349,658	101.4	8,746,373	104.8
	計	均等割	279,485	100.5	280,843	100.5	329,483	117.3	330,290	100.2	332,719	100.7
		所得割	11,033,380	100.0	11,029,889	100.0	11,016,636	99.9	11,259,532	102.2	11,083,261	98.4
		計	11,312,865	100.0	11,310,732	100.0	11,346,119	100.3	11,589,822	102.1	11,415,980	98.5
		分離課税 (退職所得)	122,081	102.0	124,499	102.0	103,987	83.5	106,121	102.1	205,742	193.9
法人	均等割	611,778	99.9	610,984	99.9	606,775	99.3	610,568	100.6	621,956	101.9	
	法人税割	1,531,230	100.7	1,541,822	100.7	1,676,089	108.7	1,717,706	102.5	1,705,025	99.3	
	計	2,143,008	100.5	2,152,806	100.5	2,282,864	106.0	2,328,274	102.0	2,326,981	99.9	
合計			13,577,954	100.1	13,588,037	100.1	13,732,970	101.1	14,024,217	102.1	13,948,703	99.5

(端数処理のため、各欄の合計は一致しないこともあります。)



(6) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成元年度～)

調定額 (億円)



## 2 固定資産税

(1) 土地の決定価格等に関する調（法定免税点以上のもの）

年 度		平成 26 年 度				平成 27 年 度				
地 目	区	地 積	決定価格	単 位 地 積	課税標準額	地 積	決定価格	単 位 地 積	課税標準額	
		(イ) (㎡)	(ロ) (千円)	(ハ) (円)	(ニ) (千円)	(イ) (㎡)	(ロ) (千円)	(ハ) (円)	(ニ) (千円)	
田	一 般 田	5,118,025	532,591	124	532,591	5,087,468	529,336	124	529,336	
	勸告遊休田									
	介在田・市街化区域田	226,176	13,474,480	98,822	4,575,532	213,683	12,404,073	98,522	4,327,124	
畑	一 般 畑	17,046,142	1,049,838	90	1,049,838	17,029,385	1,049,054	90	1,049,054	
	勸告遊休畑									
	介在畑・市街化区域畑	660,922	34,953,170	133,989	12,400,202	634,817	32,721,980	133,532	11,707,057	
宅 地	小規模住宅用地	10,208,495	721,974,307	467,540	118,070,552	10,268,751	718,862,285	464,145	119,671,067	
	一般住宅用地	3,120,721	179,835,560	259,165	59,033,879	3,126,090	177,304,671	257,635	59,050,921	
	商業地等(非住宅用地)	4,840,054	297,308,401	549,900	202,671,111	4,847,351	294,501,500	547,602	200,678,313	
	小 計	18,169,270	1,199,118,268	549,900	379,775,542	18,242,192	1,190,668,456	547,602	379,400,301	
塩 田										
鉦 泉 地		0	0	0	0	0	0	0	0	
池 沼		8,673	352,749	60,699	237,714	8,673	347,901	59,683	237,653	
山林	一 般 山 林	14,612,377	550,780	215	550,780	14,568,936	549,123	215	549,123	
	介 在 山 林	180,972	546,998	49,950	381,102	180,933	495,897	49,400	345,461	
牧 場		0	0	0	0	0	0	0	0	
原 野		2,274,593	48,955	296	48,750	2,274,256	48,945	296	48,740	
雑 種 地	ゴ ル フ 場	216,988	607,816	2,950	405,761	216,988	596,055	2,850	396,369	
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鉄 軌 道 用 地	単体利用	1,239,918	22,309,651	67,600	15,032,293	1,238,858	22,112,912	67,700	14,906,349
		複 合 利 用	小規模住宅用地	0	0	0	0	0	0	0
			一般住宅用地	0	0	0	0	0	0	0
			住宅用地以外	21,083	1,404,744	233,500	963,273	22,104	1,446,378	234,400
	計	21,083	1,404,744	233,500	963,273	22,104	1,446,378	234,400	982,426	
	そ の 他 雑 種 地	2,621,269	101,600,841	342,507	69,590,221	2,640,525	100,243,904	343,768	68,715,286	
小 計	4,099,258	125,923,052	342,507	85,991,548	4,118,475	124,399,249	343,768	85,000,430		
そ の 他										
合 計		62,396,408	1,376,550,881		485,543,599	62,358,818	1,363,214,014		483,194,279	

(各年 1月1日現在)

平成 28 年度				平成 29 年度			
地 積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単 位 地 積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)	地 積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単 位 地 積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)
5,077,603	528,319	124	528,319	5,049,523	525,443	124	525,443
				0	0	0	0
198,745	11,370,678	89,737	3,940,467	193,376	10,847,548	87,391	3,731,608
16,995,129	1,046,850	90	1,046,850	16,959,664	1,044,999	90	1,044,999
				0	0	0	0
611,948	31,022,842	133,532	11,303,213	592,304	29,167,186	133,532	10,657,148
10,333,045	713,334,826	464,145	118,872,418	10,401,211	705,951,471	464,145	117,651,641
3,121,264	174,043,561	257,635	58,005,962	3,120,817	170,612,538	257,635	56,867,167
4,925,909	292,362,799	547,602	199,673,968	4,918,262	288,644,489	547,602	197,462,105
18,380,218	1,179,741,186	547,602	376,552,348	18,440,290	1,165,208,498	547,602	371,980,913
0	0	0	0	0	0	0	0
8,673	340,358	58,392	237,609	8,012	300,788	57,176	210,591
14,727,301	555,481	215	555,481	14,707,527	554,636	215	554,630
180,744	481,671	48,000	335,764	180,478	467,927	45,800	326,345
0	0	0	0	40,597	2,192	54	2,192
2,274,985	48,968	296	48,762	2,279,343	49,049	296	48,843
216,988	596,055	2,850	396,369	216,988	596,055	2,850	396,369
0	0	0	0	0	0	0	0
1,240,002	21,921,862	67,700	14,817,947	1,240,281	21,663,996	67,700	14,950,869
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
21,279	1,402,071	234,400	953,371	21,336	1,399,180	234,400	953,384
21,279	1,402,071	234,400	953,371	21,336	1,399,180	234,400	953,384
2,638,541	98,086,038	343,768	67,498,275	2,647,568	95,844,883	343,768	66,177,482
4,116,810	122,006,026	343,768	83,665,962	4,126,173	119,504,114	343,768	82,478,104
62,572,156	1,347,142,379		478,214,775	62,577,287	1,327,672,380		471,560,816

## (2) 土地に関する概要調書(総括表)

区 分 地 目		地 積				決 定			
		非課税 地 積 (イ) (㎡)	評価総 地 積 (ロ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ロ)-(ニ) (ハ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ) (㎡)	総 額 (ホ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ホ)-(ト) (ヘ) (千円)		
田	一 般 田	9,268	5,497,670	448,147	5,049,523	572,300	46,857		
	勸 告 遊 休 田	0	0	0	0	0	0		
	介在田・市街化区域田	1,507	193,459	83	193,376	10,851,585	4,037		
畑	一 般 畑	193,405	18,048,888	1,089,224	16,959,664	1,112,523	67,524		
	勸 告 遊 休 畑	0	0	0	0	0	0		
	介在畑・市街化区域畑	4,795	592,539	235	592,304	29,170,330	3,144		
宅 地	小規模住宅用地		10,408,544	7,333	10,401,211	706,290,792	339,321		
	一 般 住 宅 用 地		3,121,719	902	3,120,817	170,645,747	33,209		
	商業地等(非住宅用地)		4,919,444	1,182	4,918,262	288,652,145	7,656		
	小 計	1,176,770	18,449,707	9,417	18,440,290	1,165,588,684	380,186		
塩 田		0							
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0		
池 沼		7,996	8,454	442	8,012	300,816	28		
山 林	一 般 山 林	1,951,614	16,097,126	1,389,599	14,707,527	607,352	52,716		
	介 在 山 林	55,401	193,413	12,935	180,478	471,602	3,675		
牧 場		0	40,597	0	40,597	2,192	0		
原 野		11,013,531	2,545,808	266,465	2,279,343	54,408	5,359		
雑 種 地	ゴ ル フ 場	687,489	216,988	0	216,988	596,055	0		
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0		
	鉄 軌 道 用 地	単体利用	41,351	1,240,297	16	1,240,281	21,664,018	22	
		複 合 利 用	小規模住宅用地		0	0	0	0	0
			一般住宅用地		0	0	0	0	0
			住宅用地以外		21,336	0	21,336	1,399,180	0
	計	0	21,336	0	21,336	1,399,180	0		
そ の 他 雑 種 地	1,544,603	2,680,520	32,952	2,647,568	95,951,843	106,960			
小 計	2,273,443	4,159,141	32,968	4,126,173	119,611,096	106,982			
そ の 他		22,453,740							
合 計		39,141,470	65,826,802	3,249,515	62,577,287	1,328,342,888	670,508		

(平成29年1月1日現在)

総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
53,493	3,781	49,712

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ト) (千円)	(ト)に係る 課税標準額 (チ) (千円)	非課税 地筆数 (リ) (筆)	評 価 総筆数 (ヌ) (筆)	法定免税点 未満のもの (ヌ)-(フ) (ル) (筆)	法定免税点 以上のもの (フ) (筆)	平均価格 (ホ)/(ロ) (ワ) (円)	最高価格 (カ) (円)
525,443	525,443	67	9,681	895	8,786	104	124
0	0	0	0	0	0	0	0
10,847,548	3,731,608	15	467	4	463	56,092	87,391
1,044,999	1,044,999	387	29,578	2,252	27,326	62	90
0	0	0	0	0	0	0	0
29,167,186	10,657,148	35	2,390	11	2,379	49,229	133,532
705,951,471	117,651,641		77,792	641	77,151	67,857	464,145
170,612,538	56,867,167		29,112	204	28,908	54,664	257,635
288,644,489	197,462,105		13,806	47	13,759	58,676	547,602
1,165,208,498	371,980,913	1,883	120,710	892	119,818	63,177	547,602
		0					
0	0	0	0	0	0	0	0
300,788	210,591	15	10	2	8	35,583	57,176
554,636	554,630	321	12,014	1,707	10,307	38	215
467,927	326,345	61	587	59	528	2,438	45,800
2,192	2,192	0	54	0	54	54	54
49,049	48,843	263	862	181	681	21	296
596,055	396,369	5	55	0	55	2,747	2,850
0	0	0	0	0	0	0	0
21,663,996	14,950,869	292	3,287	1	3,286	17,467	67,700
0	0		0	0	0	0	0
0	0		0	0	0	0	0
1,399,180	953,384		43	0	43	65,578	234,400
1,399,180	953,384	0	43	0	43	65,578	234,400
95,844,883	66,177,482	2,345	11,172	816	10,356	35,796	343,768
119,504,114	82,478,104	2,642	14,557	817	13,740	28,759	343,768
		75,854					
1,327,672,380	471,560,816	81,543	190,910	6,820	184,090	20,179	

(3) 宅地介在農地等に関する調

区 分		地 積			決 定 価 格			
		評 価 総地積 (㎡)	法定免税点 未満のもの (㎡)	法定免税点 以上のもの (㎡)	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	
介 在 田		11,796	0	11,796	526,410	0	526,410	
介 在 畑		79,975	153	79,822	2,986,417	893	2,985,524	
宅地介在山林		193,413	12,935	180,478	471,602	3,675	467,927	
農地介在山林		0	0	0	0	0	0	
市 街 化 区 域 農 地	田	特定市農 (平25以前参入分)	176,602	44	176,558	10,029,419	1,825	10,027,594
		特定市農 (平26以後参入分)	5,061	39	5,022	295,756	2,212	293,544
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
		小 計	181,663	83	181,580	10,325,175	4,037	10,321,138
	畑	特定市農 (平25以前参入分)	498,113	82	498,031	25,482,437	2,251	25,480,186
		特定市農 (平26以後参入分)	14,451	0	14,451	701,476	0	701,476
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
		小 計	512,564	82	512,482	26,183,913	2,251	26,181,662
	計	特定市農 (平25以前参入分)	674,715	126	674,589	35,511,856	4,076	35,507,780
		特定市農 (平26以後参入分)	19,512	39	19,473	997,232	2,212	995,020
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
		計	694,227	165	694,062	36,509,088	6,288	36,502,800

(平成29年1月1日現在)

単位当たり 最高価格  (円/㎡)	課 税 標 準 額			筆 数		
	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	総 数 (筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法定免税点 以上のもの (筆)
81,644	364,812	0	364,812	43	0	43
103,600	2,073,736	625	2,073,111	393	5	388
45,800	328,918	2,573	326,345	587	59	528
0	0	0	0	0	0	0
87,391	3,342,991	607	3,342,384	414	3	411
70,118	24,560	148	24,412	10	1	9
0	0	0	0	0	0	0
87,391	3,367,551	755	3,366,796	424	4	420
133,532	8,493,643	750	8,492,893	1,975	6	1,969
104,185	91,144	0	91,144	22	0	22
0	0	0	0	0	0	0
133,532	8,584,787	750	8,584,037	1,997	6	1,991
133,532	11,836,634	1,357	11,835,277	2,389	9	2,380
104,185	115,704	148	115,556	32	1	31
0	0	0	0	0	0	0
133,532	11,952,338	1,505	11,950,833	2,421	10	2,411

## (4) 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

(平成29年1月1日現在)

		納税義務者数 (人)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)	最高価格地の所在地番	課税標準額 (千円)	筆数 (筆)	単位当たり 最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅰ	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅱ	146	50,449	16,694,282	栄町二丁目 554-13	10,877,506	347	547,602
	普通商業地区	1,124	719,199	71,570,328	栄町二丁目 554-45	37,704,720	2,235	240,249
	計	1,270	769,648	88,264,610	栄町二丁目 554-13	48,582,226	2,582	547,602
住宅地区	併用住宅地区	3,231	1,293,604	111,094,047	城山一丁目 575-7	46,084,444	6,243	165,383
	高級住宅地区	131	70,237	6,580,011	南町三丁目 930-3	1,843,294	219	126,092
	普通住宅地区	37,684	11,321,378	806,991,019	城山一丁目 584-1	203,991,961	64,372	142,490
	計	41,046	12,685,219	924,665,077	城山一丁目 575-7	251,919,699	70,834	165,383
工業地区	大工場地区	132	1,590,767	54,825,947	成田 919-3	37,884,223	940	43,064
	中小工場地区	271	212,249	9,839,480	酒匂 969-1	5,694,474	522	94,500
	家内工業地区	0	0	0	-	0	0	0
	計	403	1,803,016	64,665,427	酒匂 969-1	43,578,697	1,462	94,500
村落地区	集団地区	0	0	0	-	0	0	0
	村落地区	6,453	3,115,589	87,440,157	成田 646-3	27,796,218	12,334	71,973
	計	6,453	3,115,589	87,440,157	成田 646-3	27,796,218	12,334	71,973
観光地区		0	0	0	-	0	0	0
農業用施設の用に供する宅地		209	64,214	166,558	永塚 181-3	100,071	350	3,314
生産緑地地区内の宅地		5	2,604	6,669	曾比 2258-1	4,002	9	2,561
合 計		49,386	18,440,290	1,165,208,498	-	371,980,913	87,571	547,602



## (5) 土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調

(平成29年1月1日現在)

区 分	評価総地積 (イ) (㎡)	決 定 価 格			軽 減 額				提示平均 価額 (ロ) (円)
		総 額 (ロ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ハ) - (ニ) (ハ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ニ) (千円)	課税標準額の 特例によるもの (ホ)	負担調整措置 によるもの (ヘ)	特定市街化区域 農地に係るもの (ト)	合 計 (ハ)+(ホ)+(ヘ)+(ト) (チ) (千円)	
一 般 田	5,497,670	572,300	46,857	525,443	0	0		46,857	104,092
一 般 畑	18,048,888	1,112,523	67,524	1,044,999	0	0		67,524	61,608
宅 地 (宅地A・Bを除く)	18,381,797	1,165,412,649	377,378	1,165,035,271	701,913,282	91,245,149		793,535,809	63,410
一 般 山 林	16,097,126	607,352	52,716	554,636	0	6		52,722	37,739
小 計	58,025,481	1,167,704,824	544,475	1,167,160,349	701,913,282	91,245,155		793,702,912	
宅地A (農業用施設用 地・農地+造成費)	65,306	169,366	2,808	166,558	0	66,487		69,295	
宅地B (生産緑地区内の 宅地・農地等+造成費)	2,604	6,669	0	6,669	0	2,667		2,667	
上記以外の 地目の計	7,733,411	160,462,029	123,225	160,338,804	271,966	38,332,707	24,551,266	63,279,164	
小 計	7,801,321	160,638,064	126,033	160,512,031	271,966	38,401,861	24,551,266	63,351,126	
合 計	65,826,802	1,328,342,888	670,508	1,327,672,380	702,185,248	129,647,016	24,551,266	857,054,038	

(注) 提示平均価額は、宅地(宅地A・Bを除く)にあつては1㎡当たり、一般田、一般畑及び一般山林にあつては1,000㎡当たりの価額である。

## (6) 家屋に関する概要調書(総括表)

(平成29年1月1日現在)

区 分		納税義務者 数 (人)	棟 数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価 格 (円)
木 造	総 数		60,360	6,212,692	168,472,906	27,118
	法定免税点未満のもの		3,564	114,080	204,174	1,790
	法定免税点以上のもの		56,796	6,098,612	168,268,732	27,591
木 造 以 外	総 数		15,779	5,477,731	277,764,160	50,708
	法定免税点未満のもの		174	3,040	16,350	5,378
	法定免税点以上のもの		15,605	5,474,691	277,747,810	50,733
計	総 数	59,598	76,139	11,690,423	446,237,066	38,171
	法定免税点未満のもの	2,928	3,738	117,120	220,524	1,883
	法定免税点以上のもの	56,670	72,401	11,573,303	446,016,542	38,538
非 課 税 家 屋			742	369,507		

## (7) 木造家屋に関する調

区 分  家屋の種類	棟 数			床 面 積			
	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	
	(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	(ニ) (㎡)	(ホ) (㎡)	(ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)	
専 用 住 宅	44,302	932	43,370	4,930,549	42,294	4,888,255	
共 同 住 宅・寄 宿 舎	2,189	1	2,188	451,198	124	451,074	
併 用 住 宅	住 宅 部 分 1	2,312	72	2,240	208,615	2,710	205,905
	その他の用の部分 2	2,312	72	2,240	105,582	1,688	103,894
	計(棟数については 1の数値を記入)	2,312	72	2,240	314,197	4,398	309,799
旅 館・料 亭・ホ テ ル	49	0	49	7,642	0	7,642	
事 務 所・銀 行・店 舗	779	36	743	81,530	859	80,671	
劇 場・病 院	54	0	54	9,704	0	9,704	
工 場・倉 庫	819	109	710	79,215	5,866	73,349	
土 蔵	186	16	170	9,220	735	8,485	
附 属 家	9,670	2,398	7,272	329,437	59,804	269,633	
合 計	60,360	3,564	56,796	6,212,692	114,080	6,098,612	

(参考)

実際免税点の額
200,000円

(平成29年1月1日現在)

決 定 価 格			単 位 当 たり 価 格		
総 額	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	(ト) / (ニ)	(チ) / (ホ)	(リ) / (ヘ)
(ト)	(チ)	(ト)-(チ) (リ)	(ヌ)	(ル)	(ヲ)
(千円)	(千円)	(千円)	(円)	(円)	(円)
145,717,978	91,631	145,626,347	29,554	2,167	29,791
13,250,846	167	13,250,679	29,368	1,347	29,376
3,708,467	5,908	3,702,559	17,777	2,180	17,982
1,649,052	3,886	1,645,166	15,619	2,302	15,835
5,357,519	9,794	5,347,725	17,051	2,227	17,262
144,015	0	144,015	18,845	0	18,845
1,669,607	3,872	1,665,735	20,478	4,508	20,648
300,829	0	300,829	31,001	0	31,001
459,380	9,363	450,017	5,799	1,596	6,135
27,308	1,792	25,516	2,962	2,438	3,007
1,545,424	87,555	1,457,869	4,691	1,464	5,407
168,472,906	204,174	168,268,732	27,118	1,790	27,591

## (8) 木造以外の家屋に関する調

家屋の種類	区 分 構造別	棟 数					
		総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
		棟 数 (イ)	主たる用途以外の棟数	棟 数 (ロ)	主たる用途以外の棟数	棟 数 (ハ)	主たる用途以外の棟数
事務所・店舗・百貨店	鉄骨鉄筋コンクリート造	30	11	0	0	30	11
	鉄筋コンクリート造	316	207	0	0	316	207
	鉄 骨 造	1,044	626	0	0	1,044	626
	軽 量 鉄 骨 造	260	148	1	1	259	147
	れんが造・コンクリートブロック造	21	2	0	0	21	2
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	1,671	994	1	1	1,670	993
住宅・アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	28	4	0	0	28	4
	鉄筋コンクリート造	1,163	70	0	0	1,163	70
	鉄 骨 造	1,300	208	0	0	1,300	208
	軽 量 鉄 骨 造	5,947	16	2	0	5,945	16
	れんが造・コンクリートブロック造	76	7	0	0	76	7
	そ の 他	1	0	0	0	1	0
	計	8,515	305	2	0	8,513	305
病院・ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	0	0	0	4	0
	鉄筋コンクリート造	57	19	0	0	57	19
	鉄 骨 造	49	12	0	0	49	12
	軽 量 鉄 骨 造	13	5	0	0	13	5
	れんが造・コンクリートブロック造	1	0	0	0	1	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	124	36	0	0	124	36
工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	14	2	0	0	14	2
	鉄筋コンクリート造	195	23	0	0	195	23
	鉄 骨 造	970	104	0	0	970	104
	軽 量 鉄 骨 造	404	22	9	0	395	22
	れんが造・コンクリートブロック造	210	7	12	0	198	7
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	1,793	158	21	0	1,772	158
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	1	0	0	4	1
	鉄筋コンクリート造	949	56	8	0	941	56
	鉄 骨 造	577	121	6	0	571	121
	軽 量 鉄 骨 造	1,098	32	64	0	1,034	32
	れんが造・コンクリートブロック造	1,037	9	72	0	965	9
	そ の 他	11	0	0	0	11	0
	計	3,676	219	150	0	3,526	219
合計	鉄骨鉄筋コンクリート造	80	18	0	0	80	18
	鉄筋コンクリート造	2,680	375	8	0	2,672	375
	鉄 骨 造	3,940	1,071	6	0	3,934	1,071
	軽 量 鉄 骨 造	7,722	223	76	1	7,646	222
	れんが造・コンクリートブロック造	1,345	25	84	0	1,261	25
	そ の 他	12	0	0	0	12	0
	計	15,779	1,712	174	1	15,605	1,711

(平成29年1月1日現在)

床面積			決定価格			単位当たり価格		
総数 (ニ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ホ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)	総額 (ト) (千円)	法定免税点 未満のもの (チ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ) (千円)	(ト)/(ニ) (ヌ) (円)	(チ)/(ホ) (ル) (円)	(リ)/(ヘ) (ロ) (円)
251,891	0	251,891	16,012,602	0	16,012,602	63,570	0	63,570
360,637	0	360,637	22,592,325	0	22,592,325	62,646	0	62,646
600,778	0	600,778	34,373,235	0	34,373,235	57,215	0	57,215
32,948	14	32,934	913,785	111	913,674	27,734	7,929	27,743
2,087	0	2,087	50,279	0	50,279	24,092	0	24,092
17	0	17	283	0	283	16,647	0	16,647
1,248,358	14	1,248,344	73,942,509	111	73,942,398	59,232	7,929	59,232
107,683	0	107,683	7,178,934	0	7,178,934	66,667	0	66,667
841,515	0	841,515	53,547,668	0	53,547,668	63,632	0	63,632
338,579	0	338,579	17,646,307	0	17,646,307	52,119	0	52,119
899,859	28	899,831	34,888,790	235	34,888,555	38,771	8,393	38,772
6,642	0	6,642	94,806	0	94,806	14,274	0	14,274
207	0	207	3,286	0	3,286	15,874	0	15,874
2,194,485	28	2,194,457	113,359,791	235	113,359,556	51,657	8,393	51,657
61,749	0	61,749	10,802,011	0	10,802,011	174,934	0	174,934
74,058	0	74,058	5,942,080	0	5,942,080	80,235	0	80,235
29,657	0	29,657	2,447,728	0	2,447,728	82,535	0	82,535
3,713	0	3,713	172,517	0	172,517	46,463	0	46,463
51	0	51	1,733	0	1,733	33,980	0	33,980
0	0	0	0	0	0	0	0	0
169,228	0	169,228	19,366,069	0	19,366,069	114,438	0	114,438
102,130	0	102,130	4,811,229	0	4,811,229	47,109	0	47,109
237,621	0	237,621	5,775,154	0	5,775,154	24,304	0	24,304
1,087,753	0	1,087,753	44,335,670	0	44,335,670	40,759	0	40,759
50,457	256	50,201	481,975	1,202	480,773	9,552	4,695	9,577
11,151	237	10,914	111,324	1,087	110,237	9,983	4,586	10,101
17	0	17	277	0	277	16,294	0	16,294
1,489,129	493	1,488,636	55,515,629	2,289	55,513,340	37,281	4,643	37,291
16,068	4	16,064	1,856,944	177	1,856,767	115,568	44,250	115,586
71,793	106	71,687	3,780,670	1,219	3,779,451	52,661	11,500	52,722
220,687	176	220,511	9,297,627	868	9,296,759	42,130	4,932	42,160
47,553	1,412	46,141	422,088	5,871	416,217	8,876	4,158	9,021
20,131	807	19,324	216,565	5,580	210,985	10,758	6,914	10,918
299	0	299	6,268	0	6,268	20,963	0	20,963
376,531	2,505	374,026	15,580,162	13,715	15,566,447	41,378	5,475	41,619
539,521	4	539,517	40,661,720	177	40,661,543	75,366	44,250	75,367
1,585,624	106	1,585,518	91,637,897	1,219	91,636,678	57,793	11,500	57,796
2,277,454	176	2,277,278	108,100,567	868	108,099,699	47,466	4,932	47,469
1,034,530	1,710	1,032,820	36,879,155	7,419	36,871,736	35,648	4,339	35,700
40,062	1,044	39,018	474,707	6,667	468,040	11,849	6,386	11,995
540	0	540	10,114	0	10,114	18,730	0	18,730
5,477,731	3,040	5,474,691	277,764,160	16,350	277,747,810	50,708	5,378	50,733

(9) 新增分家屋に関する調  
=木造家屋=

(平成28年1月2日～平成29年1月1日)

家屋の種類		棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (円)/(イ) (円)
		総数	うち 増築分	総数(イ)		総額(ロ)		
				(㎡)	うち 増築分	(千円)	うち 増築分	
新	専用住宅	620	7	66,799	186	4,859,269	13,832	72,745
	共同住宅・寄宿舎	54	0	13,722	0	1,030,974	0	75,133
	併用住宅	8	0	1,239	0	79,373	0	64,062
増	旅館・料亭・ホテル	0	0	0	0	0	0	0
	事務所・銀行・店舗	12	1	1,249	16	57,500	700	46,037
	劇場・病院	2	0	856	0	42,243	0	49,349
分	工場・倉庫	2	0	211	0	8,111	0	38,441
	土蔵	0	0	0	0	0	0	0
	附属家	11	0	264	0	12,245	0	46,383
合計		709	8	84,340	202	6,089,715	14,532	72,204

=木造以外の家屋=

家屋の種類		棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (円)/(イ) (円)		
		総数	うち 増築分	総数(イ)		総額(ロ)				
				(㎡)	うち 増築分	(千円)	うち 増築分			
新	事務所 百貨・店 舗・	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0		
		鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0		
		鉄骨造	14	0	30,694	0	3,234,049	0	105,364	
		軽量鉄骨造	5	0	913	0	54,520	0	59,715	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	19	0	31,607	0	3,288,569	0	104,046	
	住宅・ アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	3	0	1,304	0	129,061	0	98,973	
		鉄骨造	13	0	3,009	0	256,751	0	85,328	
		軽量鉄骨造	118	0	19,789	0	1,566,987	0	79,185	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	134	0	24,102	0	1,952,799	0	81,022	
	増	病院・ ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0
			鉄骨造	1	0	401	0	39,035	0	97,344
			軽量鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0
			れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0	0
			計	1	0	401	0	39,035	0	97,344
分	工場・ 倉庫・ 市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄骨造	9	2	5,497	503	536,638	37,000	97,624	
		軽量鉄骨造	2	0	149	0	3,973	0	26,664	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	11	2	5,646	503	540,611	37,000	95,751	
その他	その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	2	0	37	0	2,207	0	59,649	
		鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0	
		軽量鉄骨造	22	0	686	0	14,799	0	21,573	
		れんが造・コンクリートブロック造	1	0	2	0	123	0	61,500	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
		計	25	0	725	0	17,129	0	23,626	
合計		190	2	62,481	503	5,838,143	37,000	93,439		

## (10) 減少分家屋に関する調

=木造家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (ロ)/(イ) (円)
	総数	総数 (イ) (㎡)	総額 (ロ) (千円)	
専用住宅	400	35,808	543,095	15,167
共同住宅・寄宿舍	12	1,931	25,113	13,005
併用住宅	30	3,163	39,525	12,496
旅館・料亭・ホテル	0	0	0	0
事務所・銀行・店舗	9	796	7,153	8,986
劇場・病院	0	0	0	0
工場・倉庫	12	1,385	3,329	2,404
土蔵	0	32	67	2,094
附属家	128	4,659	14,099	3,026
合計	591	47,774	632,381	13,237

=木造以外の家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (ロ)/(イ) (円)
	総数	総数 (イ) (㎡)	総額 (ロ) (千円)	
事務所・店舗・百貨店	14	3,369	128,641	38,184
住宅・アパート	34	6,533	170,116	26,039
病院・ホテル	1	877	99,833	113,835
工場・倉庫・市場	27	12,190	186,637	15,311
その他	37	1,390	44,881	32,288
合計	113	24,359	630,108	25,868

## (11) 家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)

(各年1月1日現在)

年度	区分	床面積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単位当たり 評価額 (ロ)/(イ) (円)	課税標準額 (千円)
平成27年度	木造	6,024,430	156,701,946	26,011	156,680,368
	木造以外	5,358,672	256,501,832	47,867	255,810,375
	計	11,383,102	413,203,778	36,300	412,490,743
平成28年度	木造	6,061,914	162,816,082	26,859	162,794,504
	木造以外	5,436,567	272,358,139	50,097	271,801,460
	計	11,498,481	435,174,221	37,846	434,595,964
平成29年度	木造	6,098,612	168,268,732	27,591	168,247,154
	木造以外	5,474,691	277,747,810	50,733	277,166,020
	計	11,573,303	446,016,542	38,538	445,413,174

## (12) 軽減税額等に関する調(家屋)

(平成29年1月1日現在)

区 分	減額割合	総 数			平成29年度に新たに軽減			平成29年度で軽減終了		
		個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)
法第352条の3第1項 震災等代替家屋等	-	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の6第1項 新築住宅	1/2	2,466	213,832	109,126	755	65,019	33,097	875	76,981	39,367
法附則第15条の6第2項 新築住宅(中高層耐火建築物)	1/2	556	39,185	23,645	90	5,911	3,099	121	9,174	5,206
法附則第15条の7第1項 認定長期優良住宅	1/2	1,123	121,166	62,766	194	20,949	11,395	217	23,531	10,985
法附則第15条の7第2項 認定長期優良住宅(中高層耐火建築物)	1/2	65	7,360	3,725	7	770	467	10	1,189	546
法附則第15条の8第1項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/2	0	0	0	0	0	0			
	2/3	12	708	486	0	0	0			
法附則 第15条の8 第3項 市街地 再開発 事業	第1種 住宅 (居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅 (非居住部分)	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅 以外	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅 (居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅 (非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅 以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の8第4項 サービス付き高齢者向け住宅	-	20	769	439	0	0	0			
法附則 第15条の8 第5項 防災街区 整備事業	住宅 (居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅 (非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅 以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第1項 耐震改修(住宅)	1/2	4	407	38	4	407	38	4	407	38
法附則第15条の9第4項 バリアフリー改修(区分所有以外)	1/3	7	700	59	7	700	59	7	700	59
法附則第15条の9第5項 バリアフリー改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第9項 省エネ改修(区分所有以外)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第10項 省エネ改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(認定長期優良住宅化)	2/3									
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:1年目)	2/3									
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:2年目)	1/2									
法附則第15条の9の2第4項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化)	2/3									
法附則第15条の9の2第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化)	2/3									
法附則第15条の10第1項 耐震改修(住宅以外)	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成21年附則第8条第13項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/3	8	406	157				8	406	157
平成24年附則 第8条第11項 特定市街化区域 農地の貸家住宅	第1種中高層 耐火建築物	2/3	0	0	0			0	0	0
	第2種中高層 耐火建築物	1/2	0	0	0			0	0	0
平成27年附則第17条第10項 特定市街化区域農地の貸家住宅		1/2	11	619	278			11	619	278
		2/3	6	353	300			0	0	0
平成27年附則第17条第12項 サービス付き高齢者向け住宅	2/3	216	8,083	5,635				17	594	282
平成28年附則第18条第11項 バリアフリー改修(区分所有以外)	1/3	2	199	17	2	199	17	2	199	17
平成28年附則第18条第12項 バリアフリー改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		4,496	393,787	206,671	1,059	93,955	48,172	1,272	113,800	56,935



## (13) 償却資産の価格等に関する調

(平成29年1月1日現在)

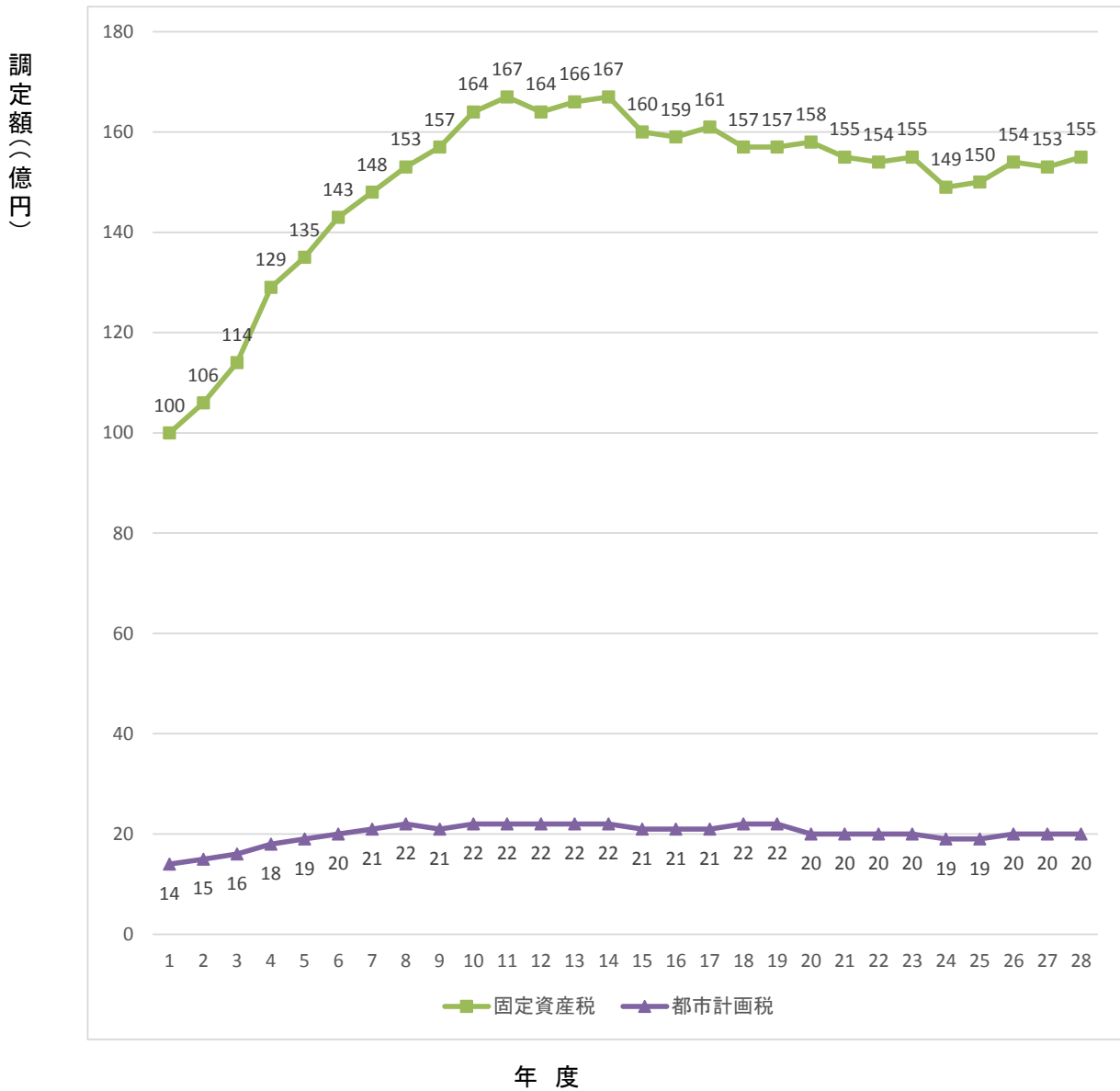
総括表		(法定免税点以上のもの)			
		納税義務者数 2,141人			
種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3 又は法附則第15 条の規定の適用 を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (千円)	
市 決 定 し た が も の 価 格 等 を	構 築 物	36,427,507	36,391,039	78,226	36,312,813
	機 械 及 び 装 置	51,871,914	51,408,207	871,056	50,537,151
	船 舶	67,174	43,947	23,227	20,720
	航 空 機	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	373,757	373,757	0	373,757
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	23,796,841	23,795,104	6,805	23,788,299
	調 整 額	0	0		0
	小 計 (ハ)	112,537,193	112,012,054	979,314	111,032,740
法 第 3 8 9 条 関 係	総務大臣が価格等を 決定し、配分したもの	94,304,182	92,895,788		
	道府県知事が価格等を 決定し、配分したもの	6,652,497	5,378,552		
	小 計 (ニ)	100,956,679	98,274,340		
法第743条第1項の規定に より道府県知事が価格等を 決定したもの (ホ)		-	-		
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		213,493,872	210,286,394		
同 上 内 訳	市町村分の額		210,286,394		
	道府県分の額				

## (14) 償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調

(単位:千円)

区 分		決定価格	特例率	課税標準額	
法第349条の3	第3項(1)	ガス事業用資産	34,193	1 / 3	11,398
	第3項(2)	ガス事業用資産	19,736	2 / 3	13,158
	第6項	内航船舶	46,453	1 / 2	23,227
	第10項	日本放送協会	28,807	1 / 2	14,404
法附則第15条	第2項(1)	公共の危害防止施設等	5,792	1 / 6	965
	第2項(2)	公共の危害防止施設等	10,081	1 / 3	3,360
	第2項1号	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分	586	1 / 3	195
	第23項	日本郵政公社の民営化に係る承継特例	51,054	4 / 5	40,843
	第32項	再生可能エネルギー発電設備	1,240,500	2 / 3	826,999
	第33項	熱電併給型動力発生装置	25,507	5 / 6	21,255
	第41項	無電柱化	9,118	2 / 3	6,079
	第43項	経営力向上設備等	13,098	1 / 2	6,549
	旧第8項(1)	高度テレビジョン放送施設	4,472	3 / 4	3,354
	旧第8項(2)	高度テレビジョン放送施設	15,056	1 / 2	7,528

(15)固定資産税・都市計画税 年度別調定額(現年課税分)の推移(平成元年度～)



### 3 軽自動車税

#### (1) 年度別当初課税台数及び調定額の推移

車種		年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比(%)	
				(台)	(台)	(台)	(台)		
原動機付自転車	50 cc 以下			11,413	11,117	10,737	10,402	96.88	
	90 cc 以下			864	877	841	819	97.38	
	90cc を超えるもの			2,253	2,377	2,480	2,573	103.75	
	ミニカー			189	208	190	185	97.37	
	小計			14,719	14,579	14,248	13,979	98.11	
軽自動車	二輪車			2,734	2,778	2,804	2,804	100.00	
	三輪車	新税率	旧税率	2	1	0	0	-	
			軽課なし	-	-	0	0	-	
			75%減	-	-	0	0	-	
			50%減	-	-	0	0	-	
			25%減	-	-	0	0	-	
		重課	-	-	1	1	-		
	乗用	営業用	新税率	旧税率	1	1	0	0	-
				軽課なし	-	-	0	0	-
				75%減	-	-	0	0	-
				50%減	-	-	0	0	-
				25%減	-	-	0	0	-
			重課	-	-	0	0	-	
		自家用	新税率	旧税率	26,092	26,947	21,276	19,281	-
				軽課なし	-	-	212	2,221	-
				75%減	-	-	0	1	-
				50%減	-	-	737	696	-
	25%減			-	-	860	675	-	
		重課	-	-	4,416	5,118	-		
	四輪車	営業用	新税率	旧税率	295	289	228	219	-
				軽課なし	-	-	18	25	-
				75%減	-	-	0	0	-
				50%減	-	-	0	0	-
				25%減	-	-	9	15	-
			重課	-	-	36	34	-	
		自家用	新税率	旧税率	9,818	9,782	6,356	5,538	-
				軽課なし	-	-	357	906	-
75%減				-	-	0	0	-	
50%減				-	-	0	0	-	
25%減	-			-	170	159	-		
	重課	-	-	2,730	2,890	-			
小計			38,942	39,798	40,210	40,583	100.93		
小型特殊自動車	農耕作業用			658	661	658	669	101.67	
	特殊作業用			370	365	385	383	99.48	
	小計			1,028	1,026	1,043	1,052	100.86	
二輪の小型自動車			2,313	2,306	2,323	2,311	99.48		
合計			57,002	57,709	57,824	57,925	100.17		
当初調定額			263,163 千円	269,179 千円	326,263 千円	340,768 千円	104.45		

\* 非課税及び減免車両を除く課税台数

## (2) 平成29年度軽自動車税課税状況

(平成29年4月1日現在)

区 分 車 種		賦課期日現在台数			非課税台数 (官公署分) (D)	減免台数 (E)	差引台数 (F) =(C)-(D)-(E)	税率 (円)	調定額 (千円)		
		一般 (A)	官公署(B)	計(C)=(A)+(B)							
原動機付自転車	50 cc 以下	10,412	29	10,441	29	10	10,402	2,000	20,804		
	90 cc 以下	819	19	838	19	0	819	2,000	1,638		
	90cc を超えるもの	2,574	34	2,608	34	1	2,573	2,400	6,175		
	ミニカー	185	0	185	0	0	185	3,700	685		
	小 計	13,990	82	14,072	82	11	13,979		29,302		
軽自動車	二 輪 車		2,806	0	2,806	0	2	2,804	3,600	10,094	
		旧税率	0	0	0	0	0	0	3,100	0	
	三 輪 車	新税率	軽課なし	0	0	0	0	0	0	3,900	0
			75%減	0	0	0	0	0	0	1,000	0
			50%減	0	0	0	0	0	0	2,000	0
			25%減	0	0	0	0	0	0	3,000	0
			重課	1	0	1	0	0	1	4,600	5
	乗 用	営 業 用	旧税率	0	0	0	0	0	0	5,500	0
			軽課なし	0	0	0	0	0	0	6,900	0
			75%減	0	0	0	0	0	0	1,800	0
			50%減	0	0	0	0	0	0	3,500	0
			25%減	0	0	0	0	0	0	5,200	0
		重課	0	0	0	0	0	0	8,200	0	
		自 家 用	旧税率	19,656	6	19,662	6	375	19,281	7,200	138,823
			軽課なし	2,272	1	2,273	1	51	2,221	10,800	23,987
			75%減	1	0	1	0	0	1	2,700	3
			50%減	713	0	713	0	17	696	5,400	3,758
	25%減		689	0	689	0	14	675	8,100	5,468	
	重課	5,237	2	5,239	2	119	5,118	12,900	66,022		
	四 輪 車	営 業 用	旧税率	228	0	228	0	9	219	3,000	657
			軽課なし	25	0	25	0	0	25	3,800	95
			75%減	0	0	0	0	0	0	1,000	0
			50%減	0	0	0	0	0	0	1,900	0
			25%減	15	0	15	0	0	15	2,900	44
		重課	34	0	34	0	0	34	4,500	153	
		自 家 用	旧税率	5,590	27	5,617	27	52	5,538	4,000	22,152
			軽課なし	918	7	925	7	12	906	5,000	4,530
			75%減	0	0	0	0	0	0	1,300	0
			50%減	0	0	0	0	0	0	2,500	0
	25%減		161	0	161	0	2	159	3,800	604	
	重課	2,914	10	2,924	10	24	2,890	6,000	17,340		
	小 計	41,260	53	41,313	53	677	40,583		293,735		
小型特殊自動車	農 耕 作 業 用	669	0	669	0	0	669	2,400	1,606		
	特 殊 作 業 用	383	2	385	2	0	383	5,900	2,260		
	小 計	1,052	2	1,054	2	0	1,052		3,865		
二輪の小型自動車		2,311	18	2,329	18	0	2,311	6,000	13,866		
合 計		58,613	155	58,768	155	688	57,925		340,768		

## 4 市たばこ税

### (1) 年度別種類別の売渡本数及び税額

内 訳 年 度	種 別	本 数					税 額 (円)	前年比 (%)	備 考
		売渡本数 (ア)	課税免除 (イ)	返還控除 (ウ)	差引 (ア)-(イ)-(ウ)	前年比 (%)			
平成22年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	329,388,999	0	2,715,329	326,673,670	90.19	1,198,340,656	100.32	税率改正(H22年10月から) 旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ 4,618円/1,000本 旧3級品の紙巻たばこ 2,190円/1,000本 平成22年度増税分 1,320円/1,000本 平成22年度増税分 626円/1,000本
	旧3級品の紙巻たばこ	5,631,240	0	30,700	5,600,540	143.21	10,688,664	174.76	
	手持ち品課税	16,629,619	0	0	16,629,619	—	21,871,529	—	
	旧3級品以外	16,515,109	0	0	16,515,109	—	21,799,883	—	
	旧3級品	114,510	0	0	114,510	—	71,646	—	
	計	351,649,858	0	2,746,029	348,903,829	95.30	1,230,900,849	102.52	
平成23年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	297,564,341	0	1,178,876	296,385,465	90.73	1,368,708,061	114.22	平成22年度増税分 1,320円/1,000本 平成22年度増税分 626円/1,000本
	旧3級品の紙巻たばこ	9,007,900	0	7,780	9,000,120	160.70	19,710,266	184.40	
	手持ち品課税	132,460	0	0	132,460	—	173,513	—	
	旧3級品以外	130,540	0	0	130,540	—	172,312	—	
	旧3級品	1,920	0	0	1,920	—	1,201	—	
	計	306,704,701	0	1,186,656	305,518,045	87.57	1,388,591,840	112.81	
平成24年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	288,037,197	0	1,437,586	286,599,611	96.70	1,323,516,982	96.70	
	旧3級品の紙巻たばこ	10,874,480	0	10,740	10,863,740	120.71	23,791,590	120.71	
	計	298,911,677	0	1,448,326	297,463,351	97.36	1,347,308,572	97.03	
平成25年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	280,641,217	0	1,531,841	279,109,376	97.39	1,453,556,996	109.83	平成18年度増税分 321円/1,000本 平成18年度増税分 152円/1,000本 平成22年度増税分 1,320円/1,000本 平成22年度増税分 626円/1,000本
	旧3級品の紙巻たばこ	11,796,520	0	8,320	11,788,200	108.51	29,125,000	122.42	
	手持ち品課税	4,198,440	0	0	4,198,440	—	2,004,829	—	
	旧3級品以外①	3,534,260	0	0	3,534,260	—	1,134,497	—	
	旧3級品①	0	0	0	0	—	0	—	
	旧3級品以外②	654,980	0	0	654,980	—	864,573	—	
	旧3級品②	9,200	0	0	9,200	—	5,759	—	
計	296,636,177	0	1,540,161	295,096,016	99.20	1,484,686,825	110.20		
平成26年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	265,896,527	0	1,762,445	264,134,082	94.63	1,389,873,522	95.62	
	旧3級品の紙巻たばこ	12,240,500	0	4,460	12,236,040	103.80	30,528,919	104.82	
	計	278,137,027	0	1,766,905	276,370,122	93.65	1,420,402,441	95.67	
平成27年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	261,512,370	0	1,541,391	259,970,979	98.42	1,367,967,271	98.42	
	旧3級品の紙巻たばこ	12,848,600	0	7,220	12,841,380	104.95	32,039,246	104.95	
	計	274,360,970	0	1,548,611	272,812,359	98.71	1,400,006,517	98.56	
平成28年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	255,302,324	0	1,137,713	254,164,611	97.77	1,337,414,160	97.77	税率改正(H28年4月から) 平成28年度増税分 430円/1,000本
	旧3級品の紙巻たばこ	12,422,040	0	6,540	12,415,500	96.68	35,685,835	111.38	
	手持ち品課税(旧3級品)	360,020	0	0	360,020	—	154,775	—	
	計	268,084,384	0	1,144,253	266,940,131	97.85	1,373,254,770	98.09	

※平成23年度及び平成25年度における手持ち品課税分については、平成22年10月の税率改正による未収納分及び未申告収納分である。  
 ※平成28年度における手持ち品課税分については、平成28年4月の税率改正による未収納分及び未申告収納分である。

## 5 入湯税

### (1) 課税対象入湯客数に関する調

税率:1人1日につき 150円(宿泊を伴う者)  
100円(日帰りの者)

### (2) 年度別調定額に関する調

(単位:人・円)

	入湯客数	課税対象者	調定額	前年度比較	
				調定額	
				増減額	前年比(%)
平成19年度	365,832	93,952	14,092,800		
		27,979	2,797,900		
平成20年度	349,414	87,111	13,066,650	△ 1,026,150	92.72
		27,628	2,762,800	△ 35,100	98.75
平成21年度	330,888	84,282	12,642,300	△ 424,350	96.75
		23,540	2,354,000	△ 408,800	85.20
平成22年度	315,765	81,792	12,268,800	△ 373,500	97.05
		21,075	2,107,500	△ 246,500	89.53
平成23年度	323,857	84,498	12,674,700	405,900	103.31
		17,768	1,776,800	△ 330,700	84.31
平成24年度	327,174	83,756	12,563,400	△ 111,300	99.12
		15,666	1,566,600	△ 210,200	88.17
平成25年度	307,055	83,223	12,483,450	△ 79,950	99.36
		13,331	1,333,100	△ 233,500	85.10
平成26年度	346,746	92,593	13,888,950	1,405,500	111.26
		13,641	1,364,100	31,000	102.33
平成27年度	362,749	98,569	14,785,350	896,400	106.45
		16,089	1,608,900	△ 244,800	117.95
平成28年度	337,840	104,283	15,642,450	857,100	105.80
		16,047	1,604,700	△ 4,200	99.74

※課税対象者の上段は宿泊、下段は日帰り

### (3) 特別徴収義務者数:5施設(平成29年4月1日現在)

※ ただし、1施設は入湯税が課税免除となる料金設定である。□

## 6 都市計画税

(平成29年1月1日現在)

### (1) 都市計画区域及び課税区域に関する調

(単位:千㎡)

区 分	面 積	市街化 区 域 (イ)	市街化 調整区域 (ロ)	その他 (ハ)	計 (イ)+(ロ)+(ハ)	都市計画 事業の認 可の有無
課税区域 の面積		18,531	0	0	18,531	
都市計画 区域の面積	113,810	28,020	85,780	0	113,800	有

### (2) 納税義務者に関する調

(単位:人)

区 分	土 地	家 屋	実 数
総 数 (イ)	44,068	51,373	65,713
法定免税点未満のもの (ロ)	1,050	1,722	2,311
法定免税点以上のもの (イ)-(ロ)	43,018	49,651	63,402

### (3) 地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)

区 分	土 地 の 地 積 (千㎡)				家 屋 の 床 面 積 (㎡)			
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	15,003	2,169	17,172	1,305	18,477	5,108,821	4,953,013	10,061,834

区 分	土 地 の 筆 数 (筆)				家 屋 の 棟 数 (棟)			
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	74,578	9,398	83,976	3,614	87,590	46,663	13,398	60,061

### (4) 決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)

区 分	決 定 価 格				課 税 標 準 額					
	市街化区域 (千円)	市街化 調整区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	市街化区域 (千円)	市街化 調整区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)		
土 地	宅 地	住宅 小規模住宅用地	661,142,668	0	0	661,142,668	220,375,719	0	0	220,375,719
		用地 一般住宅用地	138,355,081	0	0	138,355,081	92,232,133	0	0	92,232,133
	非住宅用地	266,316,668	0	0	266,316,668	181,888,237	0	0	181,888,237	
	小 計	1,065,814,417	0	0	1,065,814,417	494,496,089	0	0	494,496,089	
地	農 地	36,551,717	0	0	36,551,717	23,950,583	0	0	23,950,583	
	そ の 他	110,158,996	0	0	110,158,996	75,989,269	0	0	75,989,269	
	計	1,212,525,130	0	0	1,212,525,130	594,435,941	0	0	594,435,941	
家 屋	木 造 家 屋	144,749,395	0	0	144,749,395	144,727,817	0	0	144,727,817	
	木造以外 の家屋	249,421,610	0	0	249,421,610	248,857,223	0	0	248,857,223	
	計	394,171,005	0	0	394,171,005	393,585,040	0	0	393,585,040	
合 計	1,606,696,135	0	0	1,606,696,135	988,020,981	0	0	988,020,981		

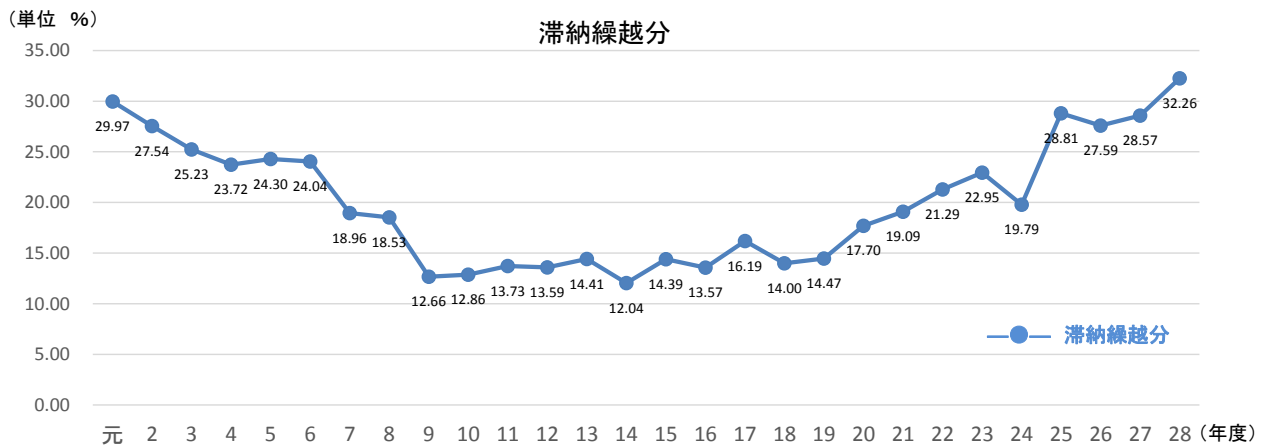
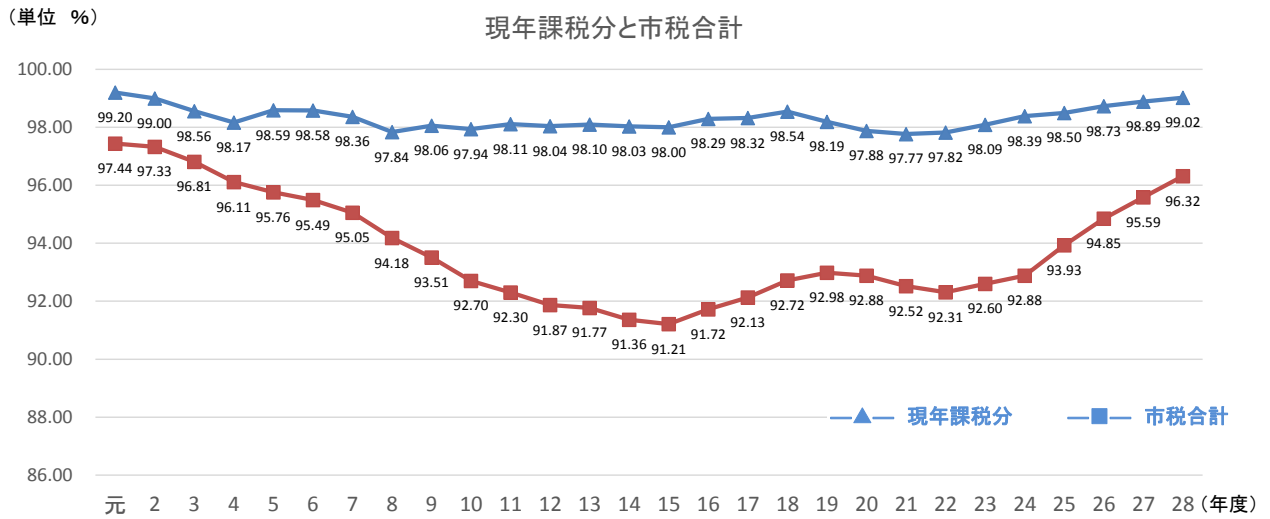
## 7 特別土地保有税

※税制改正により平成15年度以降の新たな課税は停止されています。



## 第3章 徵 収

# 1 市税収納率の推移



(単位: %)

年度(平成)	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
現年課税分	99.20	99.00	98.56	98.17	98.59	98.58	98.36	97.84	98.06	97.94	98.11	98.04	98.10	98.03	98.00
滞納繰越分	29.97	27.54	25.23	23.72	24.30	24.04	18.96	18.53	12.66	12.86	13.73	13.59	14.41	12.04	14.39
市税合計	97.44	97.33	96.81	96.11	95.76	95.49	95.05	94.18	93.51	92.70	92.30	91.87	91.77	91.36	91.21

(単位: %)

年度(平成)	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
現年課税分	98.29	98.32	98.54	98.19	97.88	97.77	97.82	98.09	98.39	98.50	98.73	98.89	99.02
滞納繰越分	13.57	16.19	14.00	14.47	17.70	19.09	21.29	22.95	19.79	28.81	27.59	28.57	32.26
市税合計	91.72	92.13	92.72	92.98	92.88	92.52	92.31	92.60	92.88	93.93	94.85	95.59	96.32

## 2 年度別 市税滞納処分(差押え・公売)状況

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
差 押 え	債 権	531	210,598,223	517	254,392,856	666	274,234,497	727	274,157,498	
	動 産	0	0	0	0	3	3,873,028	0	0	
	不 動 産	118	292,281,638	154	261,043,219	146	164,216,422	130	157,031,938	
		649	502,879,861	671	515,436,075	815	442,323,947	857	431,189,436	
公 売	不動産	公売公告	2		6		9		7	
		公売実施	1		4		8		7	
		落札	1	13,300,000	1	60,000	1	6,661,000	4	57,828,000
	動産	公売公告	0		0		3		0	
		公売実施	0		0		2		0	
		落札	0	0	0	0	2	134,351	0	0

## 3 年度別 督促状発付状況

税 目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
個人市民税	34,081	1,113,115,619	32,383	1,068,890,889	29,890	971,627,262	25,829	831,488,111
法人市民税	379	25,002,344	402	27,487,365	381	24,994,100	333	22,501,815
固定資産税・都市計画税	26,009	969,251,926	25,715	933,122,032	24,048	825,138,400	23,476	766,531,367
軽自動車税	7,845	36,969,400	7,591	36,953,400	7,444	31,987,560	7,446	42,796,700
計	68,314	2,144,339,289	66,091	2,066,453,686	61,763	1,853,747,322	57,084	1,663,317,993

## 4 市税の滞納に対する特別措置に関する条例

- (1) 公 布 平成12年3月31日  
(2) 施 行 平成12年7月1日

## 5 市税滞納審査会

- (1) 設 置 平成12年7月1日  
(2) 構 成 委員 6名(会長 1、副会長 1、委員 4)  
    ┌ 市民代表 1名  
    └ 学識経験者 5名  
(3) 任 期 2年  
(4) 開催実績 24回

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
回数	3	1	3	3	2	2	1	1	1	1
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28			
回数	1	1	1	1	1	1	1			

## 6 市税の納付方法別の件数及び割合

(平成29年5月31日現在)

(平成28年度における平成28年度分の納付件数及び割合)

税目	納付方法	納付件数	割合	計
個人市民税 (普通徴収)	金融機関・支所等	56,436 件	40.27 %	140,155 件
	コンビニエンスストア	49,848 件	35.57 %	
	口座振替	33,871 件	24.17 %	
固定資産税・ 都市計画税	金融機関・支所等	91,851 件	30.09 %	305,262 件
	コンビニエンスストア	59,068 件	19.35 %	
	口座振替	154,343 件	50.56 %	
軽自動車税	金融機関・支所等	22,721 件	38.73 %	58,670 件
	コンビニエンスストア	28,332 件	48.29 %	
	口座振替	7,617 件	12.98 %	
合計	金融機関・支所等	171,008 件	33.92 %	504,087 件
	コンビニエンスストア	137,248 件	27.23 %	
	口座振替	195,831 件	38.85 %	

## 7 市税の納期内納付率(前年度比較)

税目	期別	平成27年度	平成28年度	前年度比
個人市民税 (普通徴収)	第1期	78.66 %	79.45 %	0.79 %
	第2期	78.12 %	73.85 %	▲ 4.27 %
	第3期	75.36 %	73.01 %	▲ 2.35 %
	第4期	72.48 %	76.59 %	4.11 %
固定資産税・ 都市計画税	第1期	91.20 %	88.07 %	▲ 3.13 %
	第2期	90.89 %	90.61 %	▲ 0.28 %
	第3期	91.09 %	91.91 %	0.82 %
	第4期	92.69 %	93.12 %	0.43 %
軽自動車税	全期	78.67 %	76.41 %	▲ 2.26 %

※納期内納付率は、各納期の納期限日における収納率(収入額/調定額×100)を示す。

## 8 年度別市税延滞金徴収状況

年度	金額(円)	前年度比(円)	前年度比(%)
平成24年度	73,354,599	△ 14,423,511	△ 16.4
平成25年度	83,062,305	9,707,706	13.2
平成26年度	126,592,153	43,529,848	52.4
平成27年度	109,818,042	△ 16,774,111	△ 13.3
平成28年度	127,470,199	17,652,157	16.1

## 9 納税貯蓄組合の組織状況

年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
地域別組合	28	1,613	27	1,563	26	1,489	26	1,489	26	1,489
勤務先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業種	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18
窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	29	1,631	28	1,581	27	1,507	27	1,507	27	1,507

小田原市納税貯蓄組合連合会・平成22年5月26日解散

## 10 納期内納付奨励金交付調

昭和41年度	開始	交付金額 1,001,123円	交付件数 2,351件
昭和49年度		〃 23,870,467円	〃 22,898件
昭和50年度	廃止		

## 第4章 その他の資料

# 1 市税の賦課・徴収に要する経費調

(単位：千円)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)	
税 収 入 額	(1) 市 税	33,013,393	33,207,204	32,677,000	
	(2) 個 人 県 民 税	7,825,278	7,722,147	7,550,605	
	(3) 合 計	40,838,671	40,929,351	40,227,605	
徴 税 費	人 件 費	(4) 基 本 給	258,023	262,277	270,267
		(5) 諸 手 当	185,638	189,362	198,768
		(イ) 超 過 勤 務 手 当	37,820	28,785	31,961
		(ロ) 税 務 特 別 手 当	1,410	1,286	854
		(ハ) そ の 他 の 手 当	146,408	159,291	165,953
		(6) そ の 他	86,018	91,003	94,227
		(7) 小 計	529,679	542,642	563,262
	需 用 費	(8) 旅 費	57	13	68
		(9) 賃 金	15,716	17,515	18,380
		(10) そ の 他	82,526	123,544	82,793
		(11) 小 計	98,299	141,072	101,241
	奨 励 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	(12) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0
		(13) そ の 他	43	43	54
		(14) 小 計	43	43	54
	(15) そ の 他	12,710	11,485	17,464	
	(16) 合 計	640,731	695,242	682,021	
県 民 税 徴 収 取 扱 費 (取 扱 委 託 金)	(17) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額	305,011	314,026	305,416	
	(18) 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額	0	0	0	
	(19) 合 計	305,011	314,026	305,416	
税 収 入 (見 込) 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(20) (16) - (19) (徴 税 費) - (県 民 税 徴 収 取 扱 費)	335,720	381,216	376,605	
	(21) (16) / (3) (徴 税 費) / (税 収 入 額)	2%	2%	2%	
	(22) (20) / (1) (徴 税 費) - (県 民 税 徴 収 取 扱 費) / (市 税 収 入)	1%	1%	1%	
徴 税 職 員 数	徴 税 職 員	74	73	74	
	臨 時 職 員 等	11	11	11	
	合 計	85	84	85	

(「平成29年度市町村税課税状況等の調べ」第39表より)

## 2 市税の負担額比較表

	人口数(人)	世帯数(世帯)
平成27年1月1日現在	194,818	80,322
平成28年1月1日現在	193,944	79,214

区分 税目	平成27年度			平成28年度			比較増減	
	決算額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人当たり 円	決算額 千円	1世帯 当たり 円	人口 1人当たり 円	1世帯 当たり 円	人口 1人当たり 円
市 税	33,013,393	411,013	169,458	33,207,024	419,207	171,220	8,193	1,762
現年課税分	32,549,310	405,235	167,075	32,757,374	413,530	168,901	8,295	1,826
市民税	13,788,652	171,667	67,442	13,710,636	173,083	70,694	1,416	3,252
固定資産税	15,147,593	187,293	74,165	15,396,139	194,361	79,384	7,068	5,219
軽自動車税	264,317	3,291	1,228	320,681	3,231	1,653	△60	425
市たばこ税	1,400,007	17,430	6,824	1,373,255	17,336	7,081	△94	257
入湯税	16,394	204	72	17,247	218	89	14	17
都市計画税	1,932,347	24,058	9,634	1,939,416	24,518	10,000	460	366
滞納繰越分	464,083	5,778	2,420	449,650	5,676	2,318	△101	△102

## 3 市税調定額比較表

(平成29年9月30日現在)

区分 税目	平成27年度 調定額 (千円)	平成28年度 調定額 (千円)	前年度比 (%)	平成29年度 調定見込額 (千円)	前年度比 (%)
市 税	34,538,080	34,474,619	99.82	33,910,158	98.36
現年課税分	32,913,988	33,080,627	100.51	32,742,182	98.98
市民税	13,983,022	13,877,958	99.25	13,499,955	97.28
個人	11,654,747	11,550,977	99.11	11,391,965	98.62
法人	2,328,275	2,326,981	99.94	2,107,990	90.59
固定資産税	15,294,982	15,529,567	101.53	15,624,329	100.61
純固定資産税	15,264,017	15,499,264	101.54	15,594,518	100.61
国有資産等所在市町村交付金 及び納付金	30,965	30,303	97.86	29,811	98.38
軽自動車税	268,395	326,343	121.59	340,419	104.31
市たばこ税	1,400,007	1,373,255	98.09	1,299,564	94.63
入湯税	16,394	17,247	105.20	18,894	109.55
特別土地保有税	0	0	0.00	0	-
都市計画税	1,951,188	1,956,257	100.26	1,959,021	100.14
滞納繰越分	1,624,092	1,393,992	85.83	1,167,976	83.79



#### 4 税証明手数料等

年度	証明手数料		閲覧手数料		臨時運行許可申請手数料		試乗標識交付手数料		合計	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
平成19年度	35,539	12,662,100	3,935	801,500	1,184	888,000	81	40,500	40,739	14,392,100
平成20年度	36,927	12,937,700	3,839	782,300	1,275	956,500	49	24,500	42,090	14,701,000
平成21年度	32,599	11,613,400	3,791	786,000	1,355	1,016,250	48	24,000	37,793	13,439,650
平成22年度	35,920	12,600,100	3,597	728,100	1,440	1,080,000	52	26,000	41,009	14,434,200
平成23年度	35,079	12,255,000	3,368	685,700	1,416	1,062,000	50	25,000	39,913	14,027,700
平成24年度	38,515	13,414,500	3,399	696,000	1,333	999,750	38	19,000	43,285	15,129,250
平成25年度	36,488	12,817,900	3,486	716,100	1,259	944,250	41	20,500	41,274	14,498,750
平成26年度	40,310	13,813,900	3,230	660,600	1,065	798,750	48	24,000	44,653	15,297,250
平成27年度	39,942	13,564,200	3,361	677,800	1,012	759,000	45	22,500	44,360	15,023,500
平成28年度	40,105	13,476,000	3,200	650,000	1,008	756,000	54	27,000	44,367	14,909,000

備考： 証明手数料(土地・家屋等) 1件 300円 (2筆・棟まで300円、3筆・棟以上1筆増えるごとに1筆100円)  
 証明手数料(住宅用家屋証明) 1件 1,300円  
 閲覧手数料 1冊 200円  
 臨時運行許可申請手数料 1件 750円  
 試乗標識交付手数料 1件 500円  
 督促手数料 昭和38年10月から廃止

#### 5 納税義務者等に関する調

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
個人均等割	93,834	93,965	93,915	94,853	95,486 人
個人所得割	89,498	89,495	89,203	90,025	90,589 人
特別徴収個人(給与特徴)	51,596	52,272	53,855	59,364	60,831 人
特別徴収義務者(給与特徴)	9,293	9,503	10,133	11,855	12,213 人
特別徴収個人(年金特徴)	14,414	14,915	14,104	16,457	16,929 人
特別徴収義務者(年金特徴)	9	9	9	9	9 人
法人均等割	5,543	5,504	5,490	5,424	5,387 社
法人税割	5,498	5,457	5,440	5,372	5,333 社
固定資産税	71,923	72,518	72,976	73,233	73,501 人
土地	47,715	48,343	48,851	49,275	49,712 人
家屋	54,863	55,408	55,912	56,297	56,670 人
償却資産	2,005	2,042	2,083	2,116	2,141 人
軽自動車	55,994	57,002	57,709	57,824	57,925 台

## 6 平成28年家屋建築状況調

(平成29年4月1日)

区分	木 造		非 木 造		合 計	
	新 築	増築その他	新 築	増築その他	新 築	増築その他
棟 数	701	8	188	2	889	10
床面積(m <sup>2</sup> )	84,138	202	61,978	503	146,116	705

## 7 平成28年登記済通知書に関する調

土 地			家 屋		
区分	筆 数		区分	棟 数	
表示登記	分 筆	1,732	表示登記	新 築	902
	合 筆	447		増 築	9
	地目変更	647		減 失	481
	そ の 他	391		そ の 他	72
	計	3,217		計	1,464
所有権移転登記		8,463	所有権移転登記		2,672
名義人表示登記		2,032	名義人表示登記		523
合 計		13,712	合 計		4,659

## 8 電算処理業務の現況

税 目	業 務 処 理 内 容	備 考
軽自動車税	(昭和45年度実施) 納税通知書	(昭和55年度実施) 収納消込処理
固定資産税	(昭和41年度実施) 土地・家屋課税標準 (昭和42年度実施) 土地・家屋課税状況調査、納税通知書、 名寄調定表、土地概要調書、土地統計 調査資料、評価調書照合表	日・月計表 納入者一覧表 過誤納一覧表 収入状況一覧表(COM) 更正データチェックリスト 還付通知書 過誤納金還付整理表 督促状・催告書 滞納整理票(現年度分) 滞納整理票(滞納繰越分) 未納者一覧表
	(昭和42年度実施) 納税通知書 (昭和45年度実施) 宛名	※ オンライン実施 市 県 民 税 (昭和61年度) 固定資産税 (昭和62年度) 口 座 (昭和62年度) 納 蓄 (昭和63年度) 軽自動車税 (平成元年度) 収 納 (平成2年度)
市 県 民 税	(昭和41年度実施) 納税通知書、課税台帳、変更決議書、 調定表、課税状況調査、銀行別合計表、 修更正、随時課税	※ 市税滞納整理管理システム (平成13年11月導入)
	(昭和41年度実施) 課税台帳、指定通知書・税額通知書、 調定表、変更決議書、課税状況調査、 普通徴収繰入(年度当初)、修更正、 随時課税	※ 基幹業務システム再構築 CP→ADWORLD(平成26年度移行)
法 人 市 民 税	(昭和57年度実施) 課税台帳、申告書、更正決定通知書、 交付税資料、調定表	※ 確定申告等の国税連携システム (平成23年1月導入) ※コンビニエンスストア収納開始(平成23年4月～) 市 県 民 税 (普通徴収) 固定資産税・都市計画税 軽自動車税

## 9 市税の税率表(その1)

区分	市民				税																																
	個人				法人																																
納税義務者	1. 1月1日現在、市内に住所を有する個人で、次にかかげる者 (ア) 前年中に所得がある者 (イ) 毎年1月1日以降に退職所得がある者(現年分離課税) 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者				1. 市内に事務所又は事業所を有する法人 2. 市内に寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しない法人及び事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団、財団																																
課税標準	前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額 ただし、納税義務者欄の1の(イ)の者については、退職所得金額				1. 均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> H.6.4.1以降に終了する事業年度から適用		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000円	50人以下	410,000円	10億円超	50人超	1,750,000円	50人以下	410,000円	50億円以下	50人超	400,000円	50人以下	160,000円	1億円超	50人超	150,000円	50人以下	130,000円	1億円以下	50人超	120,000円	50人以下	50,000円	上記以外の法人等		50,000円
資本等の金額	従業者数	標準税率																																			
50億円超	50人超	3,000,000円																																			
	50人以下	410,000円																																			
10億円超	50人超	1,750,000円																																			
	50人以下	410,000円																																			
50億円以下	50人超	400,000円																																			
	50人以下	160,000円																																			
1億円超	50人超	150,000円																																			
	50人以下	130,000円																																			
1億円以下	50人超	120,000円																																			
	50人以下	50,000円																																			
上記以外の法人等		50,000円																																			
税率等	1. 均等割 市民税 3,500円(※2上乗せ500円) 県民税 1,800円(※1上乗せ300円 ※2上乗せ500円) 2. 所得割 市民税 6% 県民税 4.025%(※1上乗せ 0.025%) ※1=神奈川県は水源環境を保全・再生するための超過課税(上乗せ)を実施 (第1期)平成19年度分から平成23年度分まで (第2期)平成24年度分から平成28年度分まで ※2=東日本大震災に伴う復旧・復興事業のうち、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災について、その財源を確保するために地方税の臨時特例法が制定されました。 これに伴い超過課税(上乗せ)を実施。 (実施期間)平成26年度分から平成35年度分まで				2. 法人税割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等</td> <td>12.3%</td> </tr> </tbody> </table> S56.8.1以降に終了する事業年度から適用		区分	税率	資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	14.7%	資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	13.5%	資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	12.3%																							
区分	税率																																				
資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	14.7%																																				
資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	13.5%																																				
資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	12.3%																																				
期別	(普通徴収)				(給与徴収)	(年金特徴)	毎月																														
納期(市税条例)	1期	2期	3期	4期	6月～翌年5月(毎月)	4,6,8,10,12,翌年2月(2ヶ月ごと)																															
納期(市税条例)	6月1日	8月1日	10月1日	1月1日	翌月10日まで	対象月の翌月10日まで	決算期後の2か月以内																														
	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日																																	

## 9 市税の税率表(その2)

区分	固定資産税 (土地・家屋・償却資産)		都市計画税 (土地・家屋)		軽自動車税
納税義務者	1月1日現在、市内に所在する固定資産を所有する者				4月1日現在における軽自動車等の所有者
課税標準	1月1日現在における当該固定資産の価格		1月1日現在における当該固定資産の価格		(1)原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額1,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額1,200円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額1,600円 エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2つ以上輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額2,500円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの(側車付のもの含む。) 年額2,400円 3輪のもの 年額3,900円(3,100円) 4輪以上のもの 乗用のもの(営業用) 年額6,900円(5,500円) 乗用のもの(自家用) 年額10,800円(7,200円) 貨物用のもの(営業用) 年額3,800円(3,000円) 貨物用のもの(自家用) 年額5,000円(4,000円) イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額1,600円 その他のもの 年額4,700円 (3)2輪の小型自動車 年額4,000円 ※平成27年3月31日までに初度検査を行った三輪及び四輪の車両は( )内の税率を適用。平成27年4月1日以降に初度検査を行った車両は( )外の税率を適用。
税率等	1.4/100		0.2/100		
免税点	土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満				
期別	1期	2期	3期	4期	全期
納期 (市税条例)	4月1日 } 4月30日	7月1日 } 7月31日	11月1日 } 11月30日	2月1日 } 同月末日	5月11日～5月31日

## 9 市税の税率表(その3)

区分	市たばこ税	特別土地保有税		入湯税
納税義務者	製造たばこの製造者及び 卸売販売業者等	取得後10年間を 経過しない土地 を1月1日に保有 する者	1月1日又は7月 1日前1年以内に 土地を取得した者	鉱泉浴場における入湯客
課税標準	売渡本数	土地の取得価格 又は修正取得価格 のいずれか低い金額	土地の取得価格	鉱泉浴場への入湯行為
税率等	従量税率 ●旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ 売渡本数×4,618円/1,000本 売渡本数×5,262円/1,000本 (平成25年4月以降売渡分から) ●旧3級品の紙巻たばこ 売渡本数×2,190円/1,000本 売渡本数×2,495円/1,000本 (平成25年4月以降売渡分から) 売渡本数×2,925円/1,000本 (平成28年4月以降売渡分から) 売渡本数×3,355円/1,000本 (平成29年4月以降売渡分から)	1.4/100  免税点 5,000㎡未満  平成15年度以降 課税停止 (新たな課税は行わない)	3/100  免税点 5,000㎡未満	1日1人につき 宿泊 150円 日帰り 100円
期別	毎月	全期	全期	毎月
納期 (市税条例)	翌月末日	5月31日	2月末日 又は 8月末日	翌月末日

## 10 市税税率の推移（そのⅠ）

区 分		年 度										
		S 25	S 26	S 27	S 28	S 29	S 30	S 31	S 32	S 33	S 34	S 35
市 民 税	個 人	均 等 割	600円		500円		400円（県民税 100 円）					
		所 得 割	所得税 額 の 18 %	$\frac{18}{100}$		$\frac{13}{100}$		$\frac{15}{100}$		$\frac{18.5}{100}$	$\frac{20}{100}$	
	法 人	均 等 割	1,800 円									
		法 人 税 割	法人税 額 の $\frac{15}{100}$	$\frac{12.5}{100}$		$\frac{7.5}{100}$		$\frac{8.1}{100}$				
固 定 資 産 税		1.6 %			1.5 %		1.4 %					
	免税点	土 地	10,000							20,000		
		家 屋	10,000							30,000		
	(円未満) 償却資産	10,000	30,000		50,000		100,000			150,000		
自 転 車 荷 車 税 (S25～32年度)		普 通 自 転 車	200 円		三 輪 車	500 円		原 動 機 付 自 転 車		軽 自 動 車		
軽 自 動 車 税 (S33年度以降)		三 輪 車	1,000 円		簡 易 発 動 機 自 転 車	1,000 円		50cc 以下	500 円		農 耕 作 業 用	
		四 輪 車	800 円		原 動 機 付 自 転 車	500 円		90cc 以下	800 円		1,000 円	
		二 輪 車	600 円		リ ャ カ ー	200 円		125cc 以下	1,000 円		そ の 他	
						500 円					二 輪 の 小 型 自 転 車	
											2,500 円	
市 た ば こ 消 費 税					$\frac{10}{115}$		9 %		11 %			
電 気 税 (免税点 [円/月])		10 % ..... ( 電 気 ガ ス 税 ) .....										
ガ ス 税 (免税点 [円/月])		10 %										
特 別 土 地 保 有 税												
都 市 計 画 税							0.1 %		0.2 %			
沿 革		<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和25年度シャープ 勸告に基づく地方税制の改革</li> <li>・昭和26年度法人税割の創設 特別徴収の方法採用</li> <li>・昭和29年度道府県民税市たばこ消費税創設</li> <li>・昭和30年度基準年度制創設</li> <li>・昭和31年度固定資産等所在市町村交付金・納付金、都市計画税創設</li> <li>・昭和33年度自転車荷車税廃止軽自動車税創設</li> <li>・昭和39年度土地について負担調整措置が設けられた</li> <li>・昭和40年度市町村民税の課税が本文方式に統一</li> </ul>										

S 36	S 37	S 38	S 39	S 40	S 41	S 42	S 43	S 44	S 45	S 46	S 47	S 48	S 49	S 50
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

準 拠 税 率	標 準 税 率
---------	---------

1千万円超	4,000円
1千万円以下	2,400円

8.4%	8.9%	9.1%	12.1%	※ S51と同じ
------	------	------	-------	----------

24,000	80,000	150,000
	50,000	80,000
	300,000	1,000,000

軽自動車	原動機付自転車	小型特殊自動車
二輪 1,500円	50cc以下 500円	農耕用 1,000円
三輪 2,000円	90cc以下 800円	特殊用 3,000円
四輪乗用 3,000円	125cc以下 1,200円	
四輪貨物 2,500円	軽自動車	二輪の小型自動車
	二輪 1,500円	2,500円
	三輪 2,000円	
	四輪乗用 4,500円	
	四輪貨物 3,000円	

	12%	13.4%	13.4% 15%	15%	18.1%									
1本当たり単価	2円 601	2円 628	2円 714	2円 806	2円 932	3円 036	3円 164	3円 641	3円 833	3円 955	4円 094	4円 206	4円 331	4円 437

	9%	8%	7%									6%	6%	5%
(300)				(400)		(500)	(600)	(700)	(800)	(1,000)	(1,000)	(1,300)	50.1以降	(2,000)

	9%	8%	7%									6%	5%	4%
(300)				(500)	(700)	(800)	(1,000)	(1,200)	(1,400)	(1,600)	(2,100)	(4,000)	50.1以降	(4,000)

													保有分 1.4% (5,000㎡)	取得分 3% (5,000㎡)
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------	-----------------

- ・昭和44年度個人市民税の特別徴収が10回徴収から12回徴収へ
- ・昭和45年度個人市民税の譲渡所得の分離課税制度創設
- ・昭和48年度特別土地保有税創設
- ・昭和49年度電気税及びガス税に分離
- ・昭和50年度から法人市民税超過課税実施
- ・昭和50年度納期前納付報奨金制度の廃止
- ・昭和50年度口座振替制度実施
- ・昭和53年度特別土地保有税免除制度創設

10 市税税率の推移（そのⅡ）

年度		S 51	S 52	S 53	S 54	S 55																									
市 民 税	個人均等割	1,200円（県民税 300円）				1,500円																									
	個人所得割	標準税率																													
	法人均等割	1億円超 (従業員100人超)	24,000円	1億円超 (従業員100人超)	80,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>100人超</td> <td>800,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>100人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>100人超</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td colspan="2">24,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td colspan="2">8,000</td> </tr> </tbody> </table>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	100人超	800,000	100人以下	80,000	10億円超 50億円以下	100人超	400,000	100人以下	80,000	1億円超 10億円以下	100人超	80,000	100人以下	24,000	1千万円超 1億円以下	24,000		1千万円以下	8,000	
		資本等の金額	従業者数	標準税率																											
		50億円超	100人超	800,000																											
			100人以下	80,000																											
		10億円超 50億円以下	100人超	400,000																											
			100人以下	80,000																											
		1億円超 10億円以下	100人超	80,000																											
	100人以下		24,000																												
1千万円超 1億円以下	24,000																														
1千万円以下	8,000																														
1億円超 ( " 100人以下)	12,000円	1億円超 ( " 100人以下)	24,000円																												
1千万円超1億円以下	12,000円	1千万円超1億円以下	24,000円																												
1千万円以下	7,200円	1千万円以下	8,000円																												
法人税割	10億円以上	14.5%	5億円以上10億円未満	13.3%	5億円未満	12.1%																									
固定資産税	1.4%	(免税点:土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円)																													
軽自動車税	原動機付自転車 四輪 乗用 営業用 5,200円 50cc以下 650円 自家用 5,900円 90cc以下 1,000円 四輪 貨物 営業用 2,900円 125cc以下 1,300円 自家用 3,300円 軽自動車 小型特殊自動車 二輪 2,000円 農耕用 1,300円 三輪 2,600円 特殊用 3,900円 二輪の小型自動車 3,300円			原動機付自転車 50cc以下 700円 90cc以下 1,100円 125cc以下 1,450円 軽自動車 二輪 2,200円 三輪 2,850円																											
市たばこ消費税	18.1%	4円 674	6円 701	6円 796	6円 890	6円 989																									
電気税	5% (2,000円)	5% S52.6以降(2,400円)			5% S55.6以降(3,600円)																										
ガス税	3% S52.1以降(4,000円)	2% S52.6以降(4,800円)	2% S53.6以降(6,000円)	2% S54.6以降(7,000円)	2% S55.6以降(10,000円)																										
特別土地保有税	保 有 分	1.4%	(5,000㎡)	取 得 分	3% (5,000㎡)																										
都市計画税	0.2%																														



S 56	S 57	S 58
------	------	------

( 県民税 500 円 )

<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>100人超</td> <td>800,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>100人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>100人超</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td></td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td></td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 昭和56年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>	資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	100人超	800,000	100人以下	80,000	10億円超 50億円以下	100人超	400,000	100人以下	80,000	1億円超 10億円以下	100人超	80,000	100人以下	24,000	1千万円超 1億円以下		24,000	1千万円以下		8,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>1,200,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>700,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>48,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>48,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>16,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 昭和58年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>	資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	1,200,000	50人以下	160,000	10億円超 50億円以下	50人超	700,000	50人以下	160,000	1億円超 10億円以下	50人超	160,000	50人以下	60,000	1千万円超 1億円以下	50人超	60,000	50人以下	48,000	1千万円以下	50人超	48,000	50人以下	16,000
資本等の金額	従業者数	標準税率																																																			
50億円超	100人超	800,000																																																			
	100人以下	80,000																																																			
10億円超 50億円以下	100人超	400,000																																																			
	100人以下	80,000																																																			
1億円超 10億円以下	100人超	80,000																																																			
	100人以下	24,000																																																			
1千万円超 1億円以下		24,000																																																			
1千万円以下		8,000																																																			
資本等の金額	従業者数	標準税率																																																			
50億円超	50人超	1,200,000																																																			
	50人以下	160,000																																																			
10億円超 50億円以下	50人超	700,000																																																			
	50人以下	160,000																																																			
1億円超 10億円以下	50人超	160,000																																																			
	50人以下	60,000																																																			
1千万円超 1億円以下	50人超	60,000																																																			
	50人以下	48,000																																																			
1千万円以下	50人超	48,000																																																			
	50人以下	16,000																																																			
<table border="1"> <tr> <td>昭和56年8月1日以降 終了する事業年度分 から適用</td> <td>資本等の金額 10億円以上 5億円以上10億円未 満 5億円未満</td> <td>14.7 % 13.5 % 12.3 %</td> </tr> </table>		昭和56年8月1日以降 終了する事業年度分 から適用	資本等の金額 10億円以上 5億円以上10億円未 満 5億円未満	14.7 % 13.5 % 12.3 %																																																	
昭和56年8月1日以降 終了する事業年度分 から適用	資本等の金額 10億円以上 5億円以上10億円未 満 5億円未満	14.7 % 13.5 % 12.3 %																																																			

四輪 乗用 営業用	5,200 円
自家用	5,900 円
四輪 貨物 営業用	2,900 円
自家用	3,300 円
小型特殊自動車	
農耕用	1,300 円
特殊用	3,900 円
二輪の小型自動車	3,300 円

8円 151	8円 590	8円 670
		2 % S57. 6以降(12,000円)

### 10 市税税率の推移（そのⅢ）

年度		S 59		
区分				
市 民 税	個人均等割	1,500円（県民税 500円）		
	個人所得割	標準税率		
	法人均等割	資本等の金額	従業者数	標準税率
		50億円超	50人超	3,000,000
			50人以下	400,000
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000
			50人以下	400,000
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000
			50人以下	150,000
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000
50人以下	120,000			
1千万円以下	50人超	120,000		
	50人以下	40,000		
上記以外の法人等		40,000		
※ 昭和59年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%	
		5億円以上 10億円未満	13.5%	
		5億円未満	12.3%	
固定資産税	1.4%（免税点:土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円）			
軽自動車税	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	
	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円	
	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円	
	125cc以下 1,600円	四輪 乗用営業用 5,500円	二輪の小型自動車 4,000円	
	ミニカー 2,500円	自家用 7,200円		
		四輪 貨物営業用 3,000円		
		自家用 4,000円		
市たばこ消費税	18.1% 9円 502			
電気税	5% S55.6以降(3,600円)			
ガス税	2% S57.6以降(12,000円)			
特別土地保有税	保有分	1.4%		
	取得分	3%		
都市計画税	0.2%			

S 60	S 61	S 62	S 63
------	------	------	------

2,000 円 ( 県民税 700 円 )

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

従量税率 売上本数 × 350 / 1,000	従量税率 売上本数 × 640 / 1,000 ※ 昭和61年5月1日改正
従価税率 小売定価 × 1.43 / 100	従価税率 { 小売価格 - ( 1本につき1円、1gにつき1円 ) × 14.3 / 100

(電気税の廃止)

(ガス税の廃止)

---



---



---



---

## 10 市税税率の推移（そのⅣ）

年度 区分		H元		H2
		2,000円（県民税700円）		
市  民  税  人	個人均等割	標準税率		
	法人均等割	資本等の金額	従業者数	標準税率
		50億円超	50人超	3,000,000
			50人以下	400,000
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000
			50人以下	400,000
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000
			50人以下	150,000
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000
	50人以下		120,000	
1千万円以下	50人超	120,000		
	50人以下	40,000		
上記以外の法人等		40,000		
法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%	
		5億円以上 10億円未満	13.5%	
		5億円未満	12.3%	
固定資産税	1.4%	（免税点:土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円）		
軽自動車税	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	
	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円	
	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円	
	125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 5,500円		
	ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	二輪の小型自動車 4,000円	
		四輪 貨物 営業用 3,000円		
		自家用 4,000円		
市たばこ税	売渡本数 × $\frac{1,997}{1,000}$ 円			
特別土地保有税	保有分 1.4%			
	取得分 3%			
都市計画税	0.2%			

H 3	H 4	H 5
(免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)		

## 10 市税税率の推移（そのV）

年度 区分		H 6		H 7																																
		個人		均等割		2,000円（県民税 700円）																														
個人		所得割		標準税率																																
市 民 税	法人	均等割		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
		資本等の金額	従業者数	標準税率																																
		50億円超	50人超	3,000,000																																
			50人以下	410,000																																
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
			50人以下	410,000																																
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
			50人以下	160,000																																
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
			50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																		
	50人以下	50,000																																		
上記以外の法人等		50,000																																		
※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用																																				
法人		法人税割		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>10億円以上</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円以上 10億円未満</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円未満</td> <td>12.3%</td> </tr> </tbody> </table>		資本等の金額	10億円以上	14.7%		5億円以上 10億円未満	13.5%		5億円未満	12.3%																						
資本等の金額	10億円以上	14.7%																																		
	5億円以上 10億円未満	13.5%																																		
	5億円未満	12.3%																																		
固定資産税		1.4%（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）																																		
軽自動車税		<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,100円</td> <td>特殊用 4,700円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>四輪 乗用 営業用 5,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用 7,200円</td> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用 3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 4,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円	125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 5,500円		ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	二輪の小型自動車 4,000円		四輪 貨物 営業用 3,000円			自家用 4,000円											
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																		
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円																																		
90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円																																		
125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 5,500円																																			
ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	二輪の小型自動車 4,000円																																		
	四輪 貨物 営業用 3,000円																																			
	自家用 4,000円																																			
市たばこ税		売渡本数 × 1,997円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 948円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）																																		
特別土地保有税		保有分 1.4% 取得分 3%																																		
都市計画税		0.2%																																		

H 8	H 9	H 10
2,500円（県民税 1,000円）		

売渡本数× 2,434円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ）  
 1,155円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）

## 10 市税税率の推移（そのVI）

年度		H 11	H12	
区分				
市 民 税	個人均等割	2,500円（県民税 1,000円）		
	個人所得割	標準税率		
	法人均等割	資本等の金額	従業者数	標準税率
		50億円超	50人超	3,000,000
			50人以下	410,000
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000
			50人以下	410,000
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000
			50人以下	160,000
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000
50人以下	130,000			
1千万円以下	50人超	120,000		
	50人以下	50,000		
上記以外の法人等		50,000		
※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%	
		5億円以上 10億円未満	13.5%	
		5億円未満	12.3%	
固定資産税	1.4%（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）			
軽自動車税	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	
	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円	
	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用 4,700円	
	125cc以下 1,600円	四輪乗用 営業用 5,500円		
	ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	二輪の小型自動車 4,000円	
		四輪貨物 営業用 3,000円		
		自家用 4,000円		
市たばこ税	売渡本数 × 2,668円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ）		※平成11年5月1日以降の売渡分から	
	1,266円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）			
特別土地保有税	保有分	1.4%		
	取得分	3%		
都市計画税	0.2%			



H13	H14

## 10 市税税率の推移（そのⅦ）

年度		H15	H16	
区分				
市 民 税	個人均等割	2,500円（県民税1,000円）	3,000円（県民税1,000円）	
	個人所得割	標準税率		
	法人均等割	資本等の金額	従業者数	標準税率
		50億円超	50人超	3,000,000
			50人以下	410,000
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000
			50人以下	410,000
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000
			50人以下	160,000
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000
50人以下	130,000			
1千万円以下	50人超	120,000		
	50人以下	50,000		
上記以外の法人等		50,000		
※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から:				
法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%	
		5億円以上10億円未満	13.5%	
		5億円未満	12.3%	
固定資産税	1.4%（免税点:土地300,000円 家屋200,000円 償却資産1,500,000円）			
軽自動車税	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	
	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用1,600円	
	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	特殊用4,700円	
	125cc以下 1,600円	四輪乗用営業用 5,500円		
	ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	二輪の小型自動車	
		四輪貨物営業用 3,000円	4,000円	
		自家用 4,000円		
市たばこ税	平成15年7月1日から 売渡本数 × 2,997円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 1,412円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）			
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止			
入湯税				
都市計画税	0.2%			

H17	H18	H19	H20	H21
		市民税3,000円・県民税1,300円		
		市民税6%・県民税4%(上乗せ0.025%)		
		平成18年7月1日から 売渡本数 × 3,298円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 1,564円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこ)		
*平成17年4月1日から		宿 泊	150円	
		日 帰 り	100円	

## 10 市税税率の推移 (そのⅧ)

区 分		年 度		H22	H23	H24
市 民 税	個 均 等 割	市民税3,000円・県民税1,300円(上乘せ300円)				
	人 所 得 割	市民税6%・県民税4.025%(上乘せ0.025%)				
	法 人 均 等 割	資本等の金額	従業者数	標準税率		
		50億円超	50人超	3,000,000		
			50人以下	410,000		
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000		
			50人以下	410,000		
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000		
			50人以下	160,000		
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000		
50人以下	130,000					
1千万円以下	50人超	120,000				
	50人以下	50,000				
上記以外の法人等		50,000				
※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用						
	法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%		
			5億円以上10億円未満	13.5%		
			5億円未満	12.3%		
固定資産税		1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)				
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車		
	50cc以下	1,000円	二輪	2,400円	農耕用1,600円	
	90cc以下	1,200円	三輪	3,100円	特殊用4,700円	
	125cc以下	1,600円	四輪 乗用 営業用	5,500円		
	ミニカー	2,500円	四輪 乗用 自家用	7,200円	二輪の小型自動車	
			四輪 貨物 営業用	3,000円	4,000円	
			四輪 貨物 自家用	4,000円		
市たばこ税		平成22年10月1日から 売渡本数 × 4,618円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,190円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)				
特別土地保有税		平成15年4月1日から 課税停止				
入湯税						
都市計画税		0.2%				

H25	H26	
	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)	
	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)	
	資本等の金額	
	10億円以上	12.1%
	5億円以上10億円未満	10.9%
	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)
平成25年5月1日から	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)

## 10 市税税率の推移（そのⅧ）

区 分		年 度																												
		H27																												
市 民 税 人	個 人	均等割																												
		所得割																												
	法 人	均等割																												
		法人税割																												
	固定資産税																													
軽自動車税		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,900円</td> <td>① 特殊用 4,700円</td> <td>② 3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>四輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>四輪 乗用 自家用 10,800円</td> <td></td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td></td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 自家用 5,000円</td> <td></td> <td>4,000円</td> </tr> </table> <p>三輪及び四輪の車両のうち                      ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両                      ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両</p>	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車		50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円		90cc以下 1,200円	三輪 3,900円	① 特殊用 4,700円	② 3,100円	125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 6,900円	二輪の小型自動車 4,000円	5,500円	ミニカー 2,500円	四輪 乗用 自家用 10,800円		7,200円		四輪 貨物 営業用 3,800円		3,000円		四輪 貨物 自家用 5,000円		4,000円
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																												
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	農耕用 1,600円																												
90cc以下 1,200円	三輪 3,900円	① 特殊用 4,700円	② 3,100円																											
125cc以下 1,600円	四輪 乗用 営業用 6,900円	二輪の小型自動車 4,000円	5,500円																											
ミニカー 2,500円	四輪 乗用 自家用 10,800円		7,200円																											
	四輪 貨物 営業用 3,800円		3,000円																											
	四輪 貨物 自家用 5,000円		4,000円																											
市たばこ税																														
特別土地保有税																														
入湯税																														
都市計画税																														

H28

原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	農耕用 2,400円
90cc以下 2,000円	① 三輪 3,900円	② 特殊用 5,900円
125cc以下 2,400円	③ 四輪 乗用 営業用 6,900円	④ 二輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円	⑤ 四輪 乗用 自家用 10,800円	
	⑥ 四輪 貨物 営業用 3,800円	
	⑦ 四輪 貨物 自家用 5,000円	

三輪及び四輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

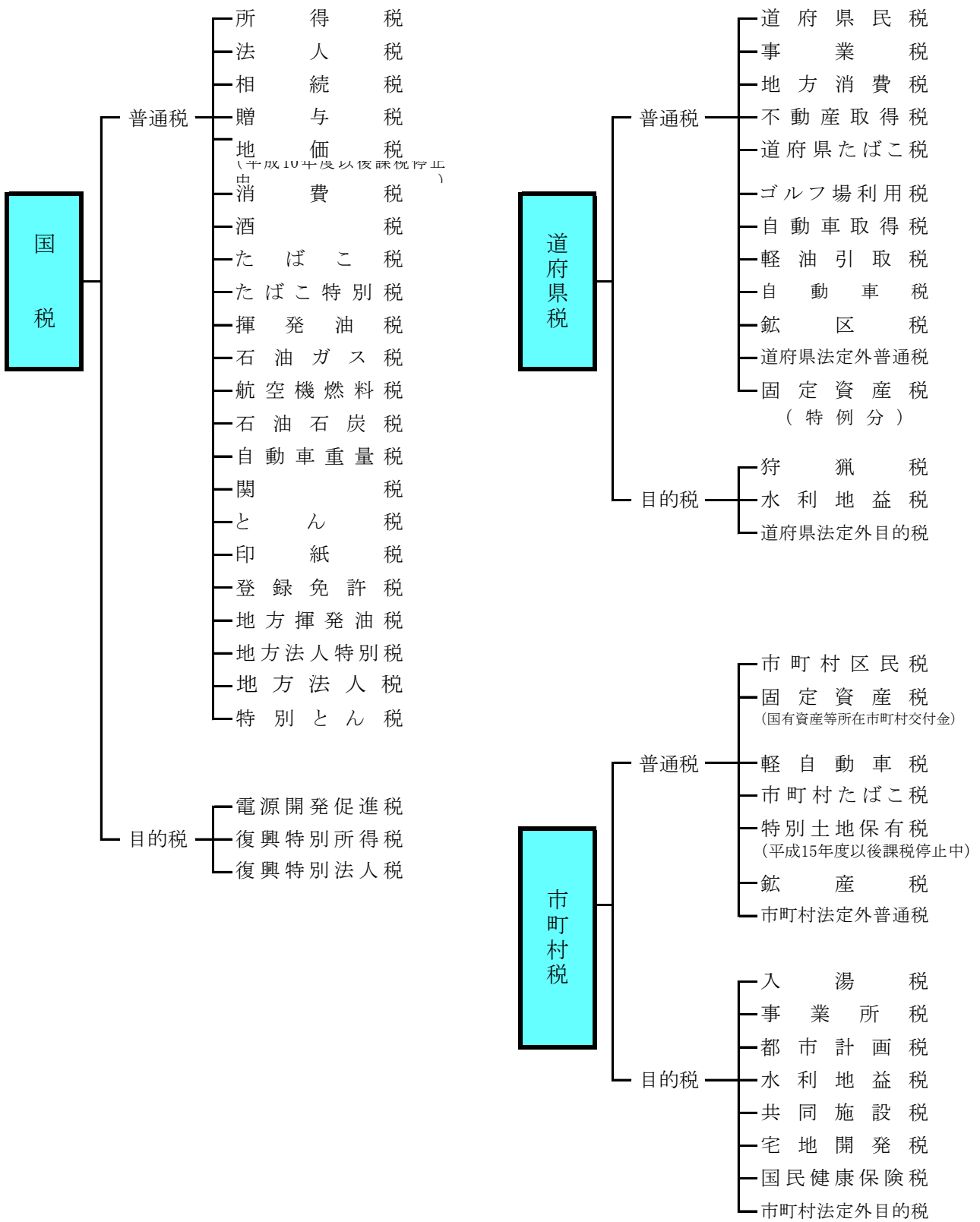
平成28年4月1日から  
 売渡本数 × 5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)  
 2,925円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)

## 10 市税税率の推移（その区）

年度		H29																																	
区分																																			
市 民 税 人	個人	均等割																																	
	個人	所得割																																	
	法人	均等割																																	
	法人	法人税割																																	
固定資産税																																			
軽自動車税		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>軽自動車</td> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下 2,000円</td> <td>二輪</td> <td>3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 2,000円</td> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円 4,600円 特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 2,400円</td> <td>四輪 乗用 営業用</td> <td>6,900円</td> <td>5,500円 8,200円 二輪の小型自動車 6,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>7,200円 12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四輪 貨物 営業用</td> <td>3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>4,000円 6,000円</td> </tr> </table> <p>三輪及び四輪の車両のうち            ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両            ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両            ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両            ※平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車		50cc以下 2,000円	二輪	3,600円	農耕用 2,400円			①	②	90cc以下 2,000円	三輪	3,900円	3,100円 4,600円 特殊用 5,900円	125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用	6,900円	5,500円 8,200円 二輪の小型自動車 6,000円	ミニカー 3,700円	自家用	10,800円	7,200円 12,900円		四輪 貨物 営業用	3,800円	3,000円 4,500円		自家用	5,000円	4,000円 6,000円
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																	
50cc以下 2,000円	二輪	3,600円	農耕用 2,400円																																
		①	②																																
90cc以下 2,000円	三輪	3,900円	3,100円 4,600円 特殊用 5,900円																																
125cc以下 2,400円	四輪 乗用 営業用	6,900円	5,500円 8,200円 二輪の小型自動車 6,000円																																
ミニカー 3,700円	自家用	10,800円	7,200円 12,900円																																
	四輪 貨物 営業用	3,800円	3,000円 4,500円																																
	自家用	5,000円	4,000円 6,000円																																
市たばこ税		平成29年4月1日から 売渡本数 × 5,262円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 3,355円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）																																	
特別土地保有税																																			
入湯税																																			
都市計画税																																			



# 11 税制一覽



## 12 おもな税金の納期一覧表

(平成29年4月1日)

月	国 税	県 税	市 税
4		固定資産税〔第1期〕	
5	消費税及び地方消費税 (個人事業者・中間申告) 1回目	鉱区税(年分) 自動車税(年分)	固定資産税・都市計画税〔第1期〕 軽自動車税〔全期〕
6		個人県民税(普)〔第1期〕	個人市民税(普)〔第1期〕
7	申告所得税予定納税〔第1期〕 源泉所得税(納期特例)	固定資産税〔第2期〕	固定資産税・都市計画税〔第2期〕
8	消費税及び地方消費税 (個人事業者・中間申告) 2回目	個人事業税〔第1期〕 個人県民税(普)〔第2期〕	個人市民税(普)〔第2期〕
9			
10		個人県民税(普)〔第3期〕	個人市民税(普)〔第3期〕
11	申告所得税予定納税〔第2期〕 消費税及び地方消費税 (個人事業者・中間申告) 3回目	個人事業税〔第2期〕	固定資産税・都市計画税〔第3期〕
12	給与所得の年末調整	固定資産税〔第3期〕	
1	源泉所得税(納期特例)	個人県民税(普)〔第4期〕	個人市民税(普)〔第4期〕
2		固定資産税〔第4期〕	固定資産税・都市計画税〔第4期〕
3			
毎月	源泉所得税 翌月10日まで たばこ税 たばこ特別税	個人県民税(給与特徴) 県たばこ税 ゴルフ場利用税 地方消費税 軽油引取税	個人市民税(給与特徴) 市たばこ税 入湯税
随時	法人税 相続税 消費税及び地方消費税(法人) 印紙税 登録免許税	個人県民税(年金特徴) 2ヶ月ごと 不動産取得税 法人県民税 法人事業税 臨時特例企業税 狩猟税 自動車取得税	個人市民税(年金特徴) 2ヶ月ごと 法人市民税

## 平成29年度 市税概要

編集・発行 平成30年1月

小田原市総務部市税総務課・市民税課・資産税課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

電話 0465(33)1341

FAX 0465(33)1349